

二宮町障がい者福祉計画
—ともに生きる二宮を目指して—

平成27年3月

二 宮 町

はじめに

当町においては、平成15年3月に「ともに生きるまちづくり」を将来の目標像として、「二宮町障害者福祉計画」を策定し、障がいのある方が地域において心豊かな生活を営めるよう、様々な施策を展開してまいりました。

この間、障がい者福祉をめぐるっては、平成15年の支援費制度の導入に始まり、平成18年の「障害者自立支援法」、平成24年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」への改正、さらには、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定など、障がい者福祉をとりまく制度は大きく変遷してまいりました。

また、わが国全体に目を転じれば、少子高齢化の進行、単身世帯の増加、人口減少、労働力の不足など、家庭環境や地域環境など社会を取り巻く状況は著しく変化してきています。

こうした中、本計画では、現行計画の基本理念を継承しつつ、次の時代に対応できるよう、町民の皆様、関係団体や事業者と行政とが手と手を携えて、障がいの有無に関係なく、すべての人が互いに個性と人権を尊重し、安心して快適にともに暮らせる共生社会の実現を目指し、取り組みを進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご意見・ご提言をいただきました策定委員の皆様をはじめ関係機関の皆様、並びにアンケート調査等を通じてご協力をいただきました多くの町民の皆様や各団体の皆様に心から感謝申し上げます。

平成27年3月

二宮町長 村田 邦子

目次

第1章 現況編	1
1. 本町の概況	1
2. 障がい福祉の現況	2
第2章 計画編（障がい者福祉計画）	11
1. 全体計画	11
1-1. 計画の趣旨	11
1-2. 計画の全体像	15
2. 分野別計画	20
2-1. 施策の体系	20
2-2. 分野別施策	22
第1 すべての方がともに生きる社会の基盤づくり	22
第2 その人らしい生活への支援	33
第3 療育・教育の充実、就労への支援	49
第4 社会参加への支援	59
第3章 障がい福祉計画	70
第4章 計画の推進のために	90
1. 計画の推進体制	91
2. 計画の進行管理及び評価	92
資 料	95

◇「障がい」の表記について◇

障がいのある方の人権尊重のための法整備が進む中、「障害」の「害」にマイナスのイメージを感じる方がいることに配慮し、本計画では可能な限り「障害」を「障がい」とひらがなで表記しています。ただし、法令名や団体名等の「固有名詞」を使用する場合は、適用除外とし、漢字表記としています。

第1章 現況編

第1章 現況編

1. 本町の概況

位置・自然

本町は、神奈川県南西部で相模湾に面し、東京からの距離は約70km、東西の幅は3.3km、南北は約3.8km、総面積9.08平方キロメートルの町です。東は大磯町、北は中井町、西は小田原市に隣接しています。比較的小規模な町の東西にはJR東海道線、国道1号線、西湘バイパス、小田原厚木道路、南北には県道秦野二宮線が走り、それぞれの町道と連結して町民の利便に供されています。

二宮町の名称は、町内に存在する川勾神社が寒川神社の相模国「一の宮」に対して「二の宮」と称され、地域の鎮守として、多くの人々から信仰されていたことに由来するとされています。年間を通じて気候が温暖で、山と海に囲まれており、昭和40年前後から丘陵地において宅地造成が進み、豊かな自然環境と歴史・文化が身近に感じられる「長寿の里」として発展してきました。

本町はスポーツや文化活動、海や緑と触れ合うことができる拠点等がJR二宮駅を中心にコンパクトに集まっており、豊かな緑を残している一方、丘陵地が多く、山坂が多い環境は、車椅子やベビーカー、足腰の弱い方々には移動しにくい条件ともいえます。

地域社会 ー協力と支え合いによる福祉のまちづくり

本町の人口は、高度経済成長期から住宅地造成に伴って急速に増加してきました。平成7年の国勢調査では人口は3万人を超えましたが、最近では横ばい傾向に転じ、平成25年10月1日現在29,036人となっています。

年齢別には、15歳未満の年少人口が減少している一方で、65歳以上の高齢人口が増加し、少子高齢化が進んでいます。本町で最も人口比率が高いのは60歳台の方々です。今後、一層少子高齢化が進むことが予想されます。

また1世帯当たり人員は2.52人（平成25年10月1日現在）と、世帯規模の縮小化が進んでいます。

本町は、他地域に通勤・通学する町民が多く、昼間人口比率が低い状況にあります。町民の通勤・通学先は、近隣都市のほか、東京・横浜方面にも広がっています。今後の福祉を考える上でも、町民の生活圏の広域化を前提に考えていく必要があるといえます。

町民意識調査（平成23年）では85.7%の人が「二宮町に住み続けたい」と回答しており、定住意向が非常に高いことがわかりました。

本町は、平成25年に「第5次二宮町総合計画」を策定し、町民一人ひとりによる「まちづくりの力」、地域コミュニティによる「地域の力」、行政による「自治体経営の力」の3つの連携と総合力によるまちづくりを理念とし、「人と暮らし、文化を育む自然が豊かな町」を将来像に掲げています。障がい福祉を考えていく上でも、障がいの有無に関わらず住み慣れた地域で生活できるよう、協力と支え合いによる福祉のまちづくりを進めていくことが課題となっています。

2. 障がい福祉の現況

(1) 障害者手帳を持つ町民の概況

①全体の概況

本町で、障害者手帳を持つ町民の数は、平成26年4月1日現在、1,321名となっています。身体、知的、精神いずれの障がいも近年増加傾向にあります。

■本町における障がい者数の推移～障害者手帳所持数～

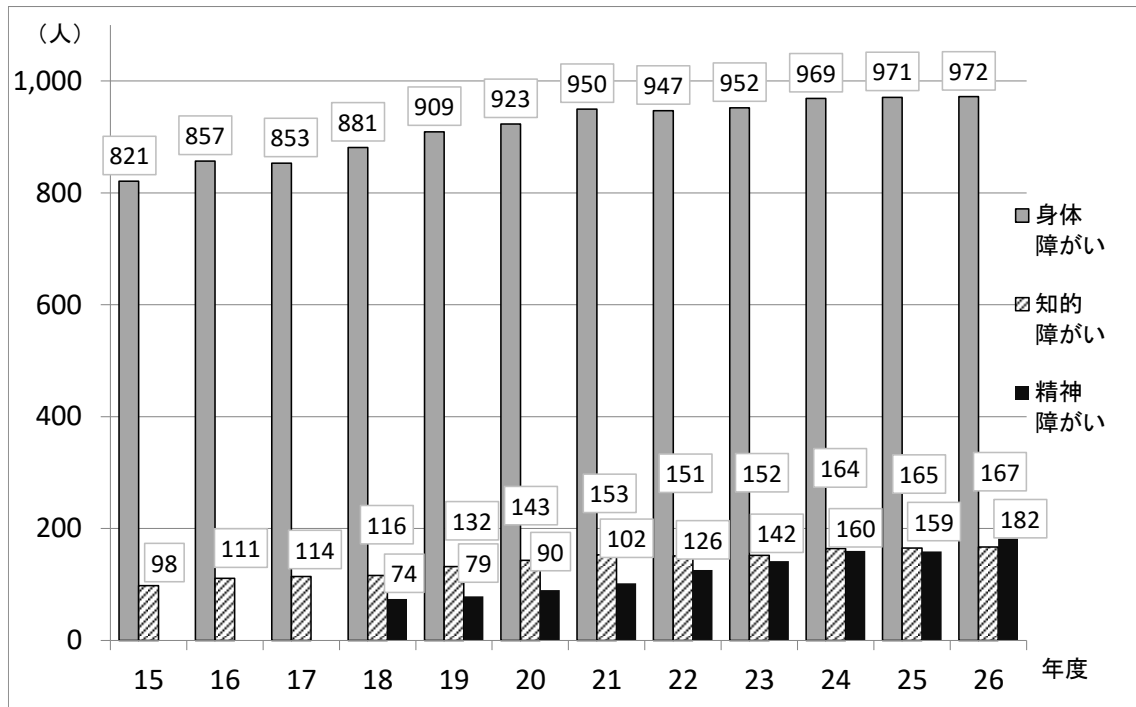
(単位：人)

年度							知的障がい	精神障がい
	身体障がい	視覚障がい	聴覚障がい	音声障がい	内部障がい※	肢体不自由		
15	821	58	49	7	186	521	98	—
16	857	55	76	8	195	523	111	—
17	853	55	73	8	196	521	114	—
18	881	55	70	5	211	540	116	74
19	909	51	73	5	227	553	132	79
20	923	49	76	4	238	556	143	90
21	950	46	78	7	253	566	153	102
22	947	45	82	7	248	565	151	126
23	952	48	82	8	261	553	152	142
24	969	54	84	10	263	558	164	160
25	971	54	85	10	263	559	165	159
26	972	51	86	8	280	547	167	182

資料・本町福祉課（各年4月1日）

※内部障がい：心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸器機能障がい、膀胱・直腸機能障がい、小腸機能障がい、免疫機能障がい、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障がい、肝臓機能障がい

■本町における障がい者数の推移～障害者手帳所持数～



②身体障がい

身体障害者手帳を持つ町民は、高齢化とともに年々増加してきており、平成26年4月1日現在、972名となっています。障がい別には、肢体不自由（上肢・下肢・上下肢）が56.3%と最も多く、次いで内部障がい28.8%、聴覚障がい8.8%、視覚障がい5.3%、音声・言語障がい0.8%となっています。程度をみると、1・2級の重度者が半数を占めています。

■身体障がい者数

単位：人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計(人)	(%)
視覚	14	16	6	4	8	3	51	5.2
0歳以上18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	
18歳以上65歳未満	4	6	0	0	3	0	13	
65歳以上	10	10	6	4	5	3	38	
聴覚	3	21	14	14	0	34	86	8.8
0歳以上18歳未満	0	2	0	1	0	0	3	
18歳以上65歳未満	0	7	2	0	0	4	13	
65歳以上	3	12	12	13	0	30	70	
音声・言語	0	0	4	4	0	0	8	0.8
0歳以上18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	
18歳以上65歳未満	0	0	0	2	0	0	2	
65歳以上	0	0	4	2	0	0	6	
上肢	27	23	16	14	8	4	92	9.5
0歳以上18歳未満	3	1	0	0	0	0	4	
18歳以上65歳未満	7	4	8	3	1	2	25	
65歳以上	17	18	8	11	7	2	63	
下肢	7	29	77	121	17	6	257	26.4
0歳以上18歳未満	0	2	3	0	0	0	5	
18歳以上65歳未満	1	6	10	27	9	2	55	
65歳以上	6	21	64	94	8	4	197	
上下肢(体幹)	81	62	25	16	8	6	198	20.4
0歳以上18歳未満	2	2	1	0	0	0	5	
18歳以上65歳未満	28	21	5	3	4	2	63	
65歳以上	51	39	19	13	4	4	130	
内部	202	1	20	57	0	0	280	28.8
0歳以上18歳未満	1	0	0	1	0	0	2	
18歳以上65歳未満	37	0	2	9	0	0	48	
65歳以上	164	1	18	47	0	0	230	
合計(人)	334	152	162	230	41	53	972	100.0
(%)	34.4	15.6	16.7	23.7	4.2	5.5	100.0	
(年齢別内訳)								
0歳以上18歳未満	6	7	4	2	0	0	19	2.0
18歳以上65歳未満	77	44	27	44	17	10	219	22.5
65歳以上	251	101	131	184	24	43	734	75.5

資料：本町福祉課（平成26年4月1日）

※四捨五入の関係により、合計値が100%にならない場合がある。

③知的障がい

療育手帳を持つ町民は、平成26年4月1日現在、167名となっています。程度別には、A1・A2が37.2%を占めています。

近年は自閉症をはじめ、発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）など、障がいの多様化が注目され、一人ひとりの状況にあった対応の必要性、早期からの専門的な対応、温かく豊かな社会関係の中で育ち、暮らし、活躍できる環境づくりの重要性が認識されています。

■知的障がい者数

	A1	A2	B1	B2	合計
療育手帳所持者(人)	35	27	53	52	167
(%)	21.0	16.2	31.7	31.1	100.0
(年齢別内訳)					
0歳以上18歳未満	12	9	9	17	47
18歳以上65歳未満	22	16	38	35	111
65歳以上	1	2	6	0	9

資料：本町福祉課(平成26年4月1日)

④精神障がい

精神障害者保健福祉手帳を持つ町民は、平成26年4月1日現在182名で、平成18年度の74名から108名増加しています。また精神・神経科への通院医療助成承認数は、平成26年4月1日現在376件となっています。

ストレスの高い社会経済環境の中、メンタルヘルスへの注目はますます高まりつつあります。「ひきこもり」などの問題も、精神疾患と社会的な要因の両面からとらえる必要性が認識されています。

また、脳血管疾患や脳外傷等が原因で記憶障がい等の様々な症状を抱えている高次脳機能障がいの方も増えているといわれており、本人や家族への支援が求められています。

精神障がいの方への誤解や偏見は、当事者や家族を社会的に孤立させ、相談やサービスになかなか結びつかないという状況を招きます。医療機関・職場・学校・家庭・地域・個人に正しい障がいへの理解を高め、個々の状況に応じた対応ができるよう、それぞれの場面で努力していく必要があります。

本町には、精神・神経科のある医療機関はありません。今後も一層広域的に医療機関や保健機関と連携を図りながら、精神障がい者への支援、正しい情報の提供や啓発に取り組んでいく必要があります。

■精神障がい者数

単位：人

	精神保健福祉手帳所持者数			
	1級	2級	3級	総数
	28	115	39	182
(年齢別内訳)				
0歳以上 18歳未満	0	2	0	2
18歳以上 65歳未満	21	100	37	158
65歳以上	7	13	2	22

資料：本町福祉課（平成26年4月1日）

自立支援医療の精神通院 対象者数	376人（平成26年4月1日）
---------------------	-----------------

⑤難病等患者

障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に難病等が追加されました。これにより、難病患者等で一定の障がいのある方についても、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となりました。法律で対象とされている疾患は130疾患ですが、今後法律の改正により、対象疾患がさらに拡大することとなっています。

■特定疾患医療受給者証申請者数

(各年4月1日現在)

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人数	152人	163人	170人	184人	191人

資料：平塚保健福祉事務所

注) 特定疾患医療給付制度の対象となる56疾患のうち、特定疾患医療給付の申請を行った人の推移である。

(2)障がい福祉の視点から見たまちの環境

福祉のまちづくりの視点から

山坂が多い環境は、緑の環境や公園整備には魅力ですが、車椅子や足腰の弱い方にはハンディがあります。歩道の段差解消や障害物除去等も課題となっています。

町では「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に則って、駅周辺、公共施設、主要な公園を手はじめに逐次、バリアフリー化を進めており、JR二宮駅にはエスカレーター・エレベーターが設置され、利便性が向上しました。また、障がいの有無に関わらずすべての町民の移動手段の確保、利便性の向上を図るために、町内を循環するコミュニティバスの運行やデマンドタクシー（にのタク）の実験運行などに取り組んでいます。

今回のアンケートでは、障害者手帳を持つ町民の4分の1がほぼ毎日外出していることが分かりました。外出時に困っていることとして「バス、電車、タクシー等の乗り降りが困難・不便」、「歩道が狭い、道路に段差がある等で不便」、「車、自転車に危険を感じる」等が挙げられています。文化活動やスポーツ、生涯学習、買い物など、積極的な活動意欲もみられます。

今後も、車椅子や白杖でも安心して自由にまち中で活動できるよう、駅や公共施設での点字ブロック、トイレあるいは歩道の段差解消など、一層の整備が望まれています。駅やバス停から公共施設までのスムーズな移動の確保も課題です。また障がい者や高齢者だけでなく、誰もが社会参加できるように、福祉のまちづくりを目指します。

支え合う地域社会の視点から

町や社会福祉協議会は、地域での支え合いを推進してきました（ふれあい福祉大会の開催、ボランティアの育成・登録・連絡体制づくりなど）。点字、手話、誘導、送迎など障がい福祉分野のボランティアグループの結成や参加が進んでいる一方で、ボランティアの高齢化も課題となっています。また、当事者や家族のニーズも多様化しており、今後の人材の育成も課題となっています。

町には町民センター、保健センター、駅前町民会館、生涯学習センター・ラディアンなど集いの場が広がっていますが、老朽化により町全体でとらえた施設の再編が必要となっています。誰もが使いやすい公共施設を目指します。

生活の中では、学校教育の中に積極的に福祉教育が取り入れられるようになってきました。また平成15年度の支援費制度の導入以降、障がい福祉においても生活ニーズに応じたサービスを利用して自立的に暮らすことへの認識が高まっている面もあります。

しかし、障がい者の方々が、地域社会の中で多くの人々と自然にふれあっていくためにはまだ課題があるのも事実です。今後は障がいへの理解をより一層高め、すべての町民が安心して生活できるまちに向けて取り組んでいくことが必要です。

第2章 計画編

(障がい者福祉計画)

第2章 計画編 (障がい者福祉計画)

1. 全体計画

1-1. 計画の趣旨

(1) 計画策定の主旨と目的

本町では、障害者基本法に基づく「二宮町障害者福祉計画」（計画期間：平成15年度～平成24年度）と、障害者総合支援法に基づく「第1期二宮町障害福祉計画」（平成18年度～平成20年度）、「第2期二宮町障害福祉計画」（平成21年度～平成23年度）、「第3期二宮町障害福祉計画」（計画期間：平成24年度～平成26年度）を策定し、障がい福祉施策を推進してきました。

このような中、近年、障がいの重度化と高齢化が進む中で、福祉ニーズはますます複雑多様化しており、私たちを取り巻く社会生活において、障がいのある人もない人も、ともにいきいきと生活できるまちづくりが求められています。

国は平成19年に、国際連合が採択した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」に署名しました。この条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約で、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がい者の権利・尊厳を守ることをうたったもので、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障がい者の権利実現のための取り組みを締約国に対して求めています。

その後、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成23年に改正された障害者基本法では、障がい者の定義が見直されるとともに、「障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」（障害者権利条約第2条）とする障がい者に対する合理的配慮の概念が盛り込まれました。

さらに平成25年には、障がい者の範囲に難病患者等を追加し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化など、平成18年に施行された障害者自立支援法を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正し、施行されました。その他にも「障害者基本法の一部を改正する法律」（平成23年8月）、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待

防止法）」（平成24年10月）、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」（平成25年4月）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（平成25年6月）等、この10年の間に、障がい者施策に関係する数多くの法律が整備されています。

これらを踏まえて、県においては、平成25年度に「かながわ障害者計画」が策定され、障がい者施策を総合的に推進しています。

本計画は、こうした障がいのある人を取り巻く環境の変化に対応するとともに、本町の障がい福祉施策をより具体的で実効性のあるものとして実施していくために、「二宮町障害者福祉計画」と「第3期二宮町障害福祉計画」を同時に見直し、一体的に策定するものです。

本計画は、障がいのある人もない人も、将来にわたり住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「ともに生きる社会」づくり（ノーマライゼーション）を推進することを目的とします。

(2) 計画の対象

本計画は、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を持つ町民への対応を直接的な対象としつつ、心身機能に障がいを感じ、社会的な対応を必要とする状態を広く視野に入れた計画とします。

障がい福祉の問題は、障害者手帳を持っている人々だけの問題ではなく、我が身にあてはめて、障がい者を取りまく社会の一員として、誰もが認識しなければならないことです。本計画は、「障がいがある人のための計画」であることはいうまでもなく、「障がい」と向き合う社会、町民一人ひとりのための計画と考えます。

(3) 障がい者人口の予測

障がい者人口についてみると、過去9年間（平成18年度～平成26年度）の3障がいの出現率（総人口に占める割合）は増加傾向にあり、特に精神障がい者については、ストレス社会を背景に、近年増加が顕著となっています。

今後も同様に推移すると考えられることから、平成36年度時点の障害者手帳保有者を1,460人と見込みます。

■ 障害者手帳保有人口の予測

	総数	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
平成26年度実績	1,321人	972人	167人	182人
平成36年度予測	1,460人	1,000人	200人	260人

(4)計画の位置づけと計画期間

①計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定されている「市町村障害者計画」及び、障害者総合支援法第88条に規定されている「市町村障害福祉計画」に相当するものです。

「二宮町障害者計画」は福祉を含む幅広い分野の障がい者施策に関する基本的な考えや方向性を定める計画です。「二宮町障害福祉計画」は、国が定める基本指針に即し、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策などを示す計画です。

「二宮町障害福祉計画」は3年ごとに策定をしていますが、「第3期二宮町障害福祉計画」が平成26年度で終了することから、平成27年度からの「二宮町障害者福祉計画」と一体的な計画とすることとします。

	障害者計画	障害福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (平成23年8月5日一部改正法施行)	障害者総合支援法 (平成25年4月1日施行)
性格	<ul style="list-style-type: none">障がい者の福祉に関する施策および障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障がい者のための施策に関する基本的な計画長期的な見通しにたって効果的な障がい者施策の展開を図る計画	<ul style="list-style-type: none">各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画
位置づけ	国の「障害者基本計画」を基本とした二宮町総合計画の部門計画	障害者計画のうち、障害福祉サービス分野の実施計画

【参考】

障害者基本法第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即し、かつ当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者総合支援法第88条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

本計画は、次のような諸計画との連動を基本とします。

- ◆「第5次二宮町総合計画」及び、町内の関連する諸計画
- ◆国の障害者基本法（平成23年8月5日一部改正法施行）及び障害者総合支援法（平成25年4月1日施行）
- ◆神奈川県「かながわ障害者計画」「神奈川県障害福祉計画」「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」「かながわ健康プラン21」
- ◆湘南西部地区地域保健医療推進指針

②計画期間

平成27年度（2015年度）～平成36年度（2024年度）の10年間を計画期間とします。

ただし、「二宮町障害福祉計画」に相当する部分については、3年ごとに見直しを行います。

また、国の法律の動向や社会情勢の変化、障がいのある人のニーズに対応するため、期間中であっても必要に応じて計画の見直しを行います。

(5) 計画の構成

本計画は、大きく『全体計画』、『分野別計画』、『障がい福祉計画』からなります。『全体計画』は、本町が目指す障がい福祉の目標像及びこれを達成するための方針、すなわち二宮町における障がい福祉の「ビジョン」です。『分野別計画』は、住まい、教育、就業、交流・参加等々、障がい者の方々の生活を構成する各分野にビジョンを具体的に実現させていくための「プラン」です。『障がい福祉計画』は障がい福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策などを示した部分です。

1-2. 計画の全体像

(1)本町が目指すこれからの障がい福祉の姿（目標像）

本町では、平成15年度以降「二宮町障害者福祉計画」の中で「ノーマライゼーション」の実現を基本理念とし施策を推進してきました。これは、障がい福祉の基本的な理念であり普遍的なものとして将来にわたり継承していきます。

その上で、障がいの有無に関わらず、すべての町民が生きがいに満ち希望ある暮らしを続けられるまちであるために、今回の計画見直しでは、現行計画を踏襲し、すべての人が互いに尊重しあい、地域社会の一員として支えあい、自らの意思で自分らしい生き方を選ぶことができる共生社会の実現を目指すことを本計画の基本理念に定めます。

二宮町の障がい福祉＝ともに生きるまちづくり

◆障がい者の自己選択・自己決定が尊重され、ライフステージに応じたきめ細やかな支援システムがある。

目標① 生活圏の中の必要な施設・サービス

日々利用できる生活支援サービス	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護等
町内外の多様な施設の利用	入所・通所施設、自立訓練、医療、文化・スポーツ施設等
住み慣れた町での安心できる生活	グループホーム、施設入所支援等

目標② 有効で納得できるサービス利用体制

利用者本位のケアマネジメント体制	相談支援体制（専門的見地からの助言、障がい者相互の相談等）
サービス需給をめぐる情報システムの確立	施設・サービス情報の提供、権利擁護等

◆安心して、いきいきと交流・参加・活動できるまちがある。

目標③ 生きがいのある就労環境

雇用の促進	就労移行支援、就労継続支援、就労の場の確保と斡旋、事業者と障がい者のための相談支援体制等
多様な就労の場	福祉的就労施設、町中の事業所（商工、農、情報サービス等）、在宅就労等

目標④ 参加と交流の場・機会

心豊かに活動を楽しむ場所と機会	文化・スポーツ活動、生涯学習、レクリエーション等
地域社会の一員として参加・活動できる環境	一般市民の理解、交流の場所と機会づくり等

目標⑤ 障がい者への対応が行き届いた環境

自然に自由に活動できるまちの環境	福祉のまちづくり（公共施設・交通機関・まちのバリアフリー化）
安全を支える仕組み	防災・防犯体制、緊急通報システム、緊急医療体制等

(2) 目標像達成のための方針

① 社会環境変化への対応

◇みんなで支え合う時代へ：自助、共助、公助で支える地域福祉、限られた財政状況をともに乗り切る時代へ

- ・ 人口の減少、少子高齢化が急速に進む中、限られた財源の中ですべての人が心豊かな地域生活を実現していくためには、行政のみならず、住民、地域、企業が協働してまちづくりを進めていくことが必要です。
- ・ 障がいのある人もない人も、身近な地域の中で支え合い、顔の見える関係をつくることで、暮らしの安心、安全につながります。住民、自治会・町内会、企業や商店等、それぞれが出来ることを考え、実践していくことを目指します。

◇個人主体のサービス利用の推進：自己決定の尊重及び意思決定の支援、当事者本位の総合的な支援

- ・ 障がいがあっても、自らの考えと判断に基づいて主体的に社会参加し、自己実現を図っていけることが大切です。そのためには、必要な情報が的確に届けられ、当事者や家族等の意思が尊重されるしくみが不可欠です。その人の障がいの状況に応じて意思決定の支援に配慮しつつ、必要な援助等を行います。
- ・ 一人ひとりの自立した生活を支えるために、総合的な支援を行うことを目指します。

② 一人ひとりの障がいの状況や生活に配慮した総合的な支援

◇地元地域の中で：自宅での「私らしい」いきいきした生活とともにある地域の地域を大事に

- ・ 障がいがあっても、個々の状況に応じたサービスを選択、利用しながら、住み慣れた地域でその人らしい生活ができるよう、在宅サービス等の拡充や身近な地域での様々な活動、交流の場の充実を図ります。

◇生活圏の広域を踏まえて：誰もがのびのび行動出来るよう、多様な選択を支えられるよう、広域連携による支援体制へ

- ・ 障がいの種別や状態、年齢等により、サービスに対するニーズが多様化している中、きめ細かなサービスを提供していくためには、周辺自治体との連携が必要です。
- ・ 生活圏の拡大に対応して、同行援護等の移動支援の充実を図ります。

◇人生の流れに沿って：乳幼児～学齢期～青年期～中高年期～老年期まで、ライフステージに応じた適切な支援が、切れ目なく総合的に受けられるように

- ・ 教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、乳幼児期から老年期まで、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

身近な支援者が当事者や家族等の生活に寄り添いながら、適切な助言、支援ができる体制づくりを目指します。

③多様な主体の連携・協力による支援の充実

◇民間の活力を主役に：サービス事業者の活用、ボランティアの活用

- ・ ニーズの多様化にきめ細かく対応できるよう、サービス事業者やボランティアの活用を図ります。町内に不足しているサービスについては、事業者の誘致やボランティアの育成等、課題解決に向けて積極的に対応していきます。

◇適切なコーディネートを：効率的で有効なサービス需給体系の確立

- ・ サービスの需給状況を把握し、社会環境変化等を踏まえながら、必要に応じて施策・事業を見直す等、効率的な行政運営に取り組みます。

◇公的機能の見直しを：「ともに生きるまち」づくりに向け、障がいに対する理解を深め、地域コミュニティの活性化へ

- ・ 障がいに対する理解の促進に努めるとともに、障がいを理由とする様々な差別の解消を推進します。
- ・ 身近な地域での交流機会の創出等、地域コミュニティの活性化を図ります。

④新たな分野への対応

◇すべての障がいへの対応へ：個々の障がい特性に配慮した支援へ

- ・ 発達障がい、難病等、障がい福祉の対象範囲が多様化している中、それぞれの障がい特性に配慮したきめ細やかな支援と理解促進を図ります。本町においては障がい者数が増加傾向にあり、特に精神障がい者が増えている状況があります。保健福祉事務所や医療機関等、専門機関と連携しながら、精神障がい者の支援を進めます。また、障害者総合支援法で定められている難病の方の、日常生活や社会参加を支援します。

◇あらゆるサービスに係る利便性の向上：自立的な社会参加を促進するための、ソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化へ

- ・ 障がい者の活動を制限し、社会参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を図ります。

⑤基幹型総合相談支援窓口*の設置検討

◇当事者の自己選択・自己決定が尊重されるように：一人ひとりに対応したわかりやすい情報の提供、専門的な支援

- ・ 当事者が自己選択、自己決定できるためには、適切な情報提供や相談支援体制が必要です。地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹型総合相談支援窓口の設置を目指します。

◇当事者・家族が安心できるように：相談支援窓口の周知、情報の一元化、意思疎通支援の充実

- ・ 制度やサービスが目まぐるしく変わる中、情報を一元化し、当事者や家族にわかりやすい情報提供に努めます。
- ・ 障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記者等の派遣等の支援を行うとともに、人材の育成・確保に努め、コミュニケーション支援の充実を図ります。

* 基幹型総合相談支援窓口・・・障がい（身体障がい・知的障がい・精神障がい）にかかる様々な情報を一元化し、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

2. 分野別計画

2-1. 施策の体系

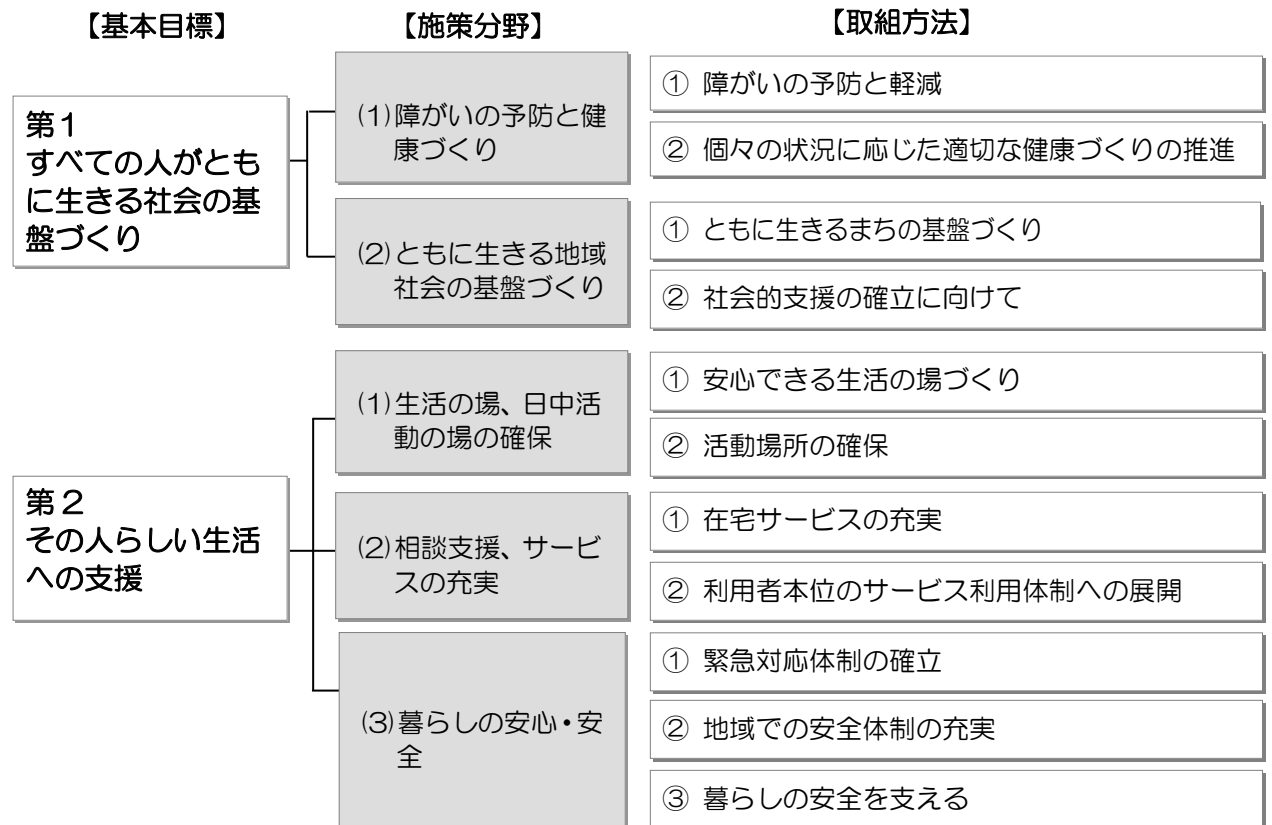
目標像 二宮町の障がい福祉=ともに生きるまちづくり

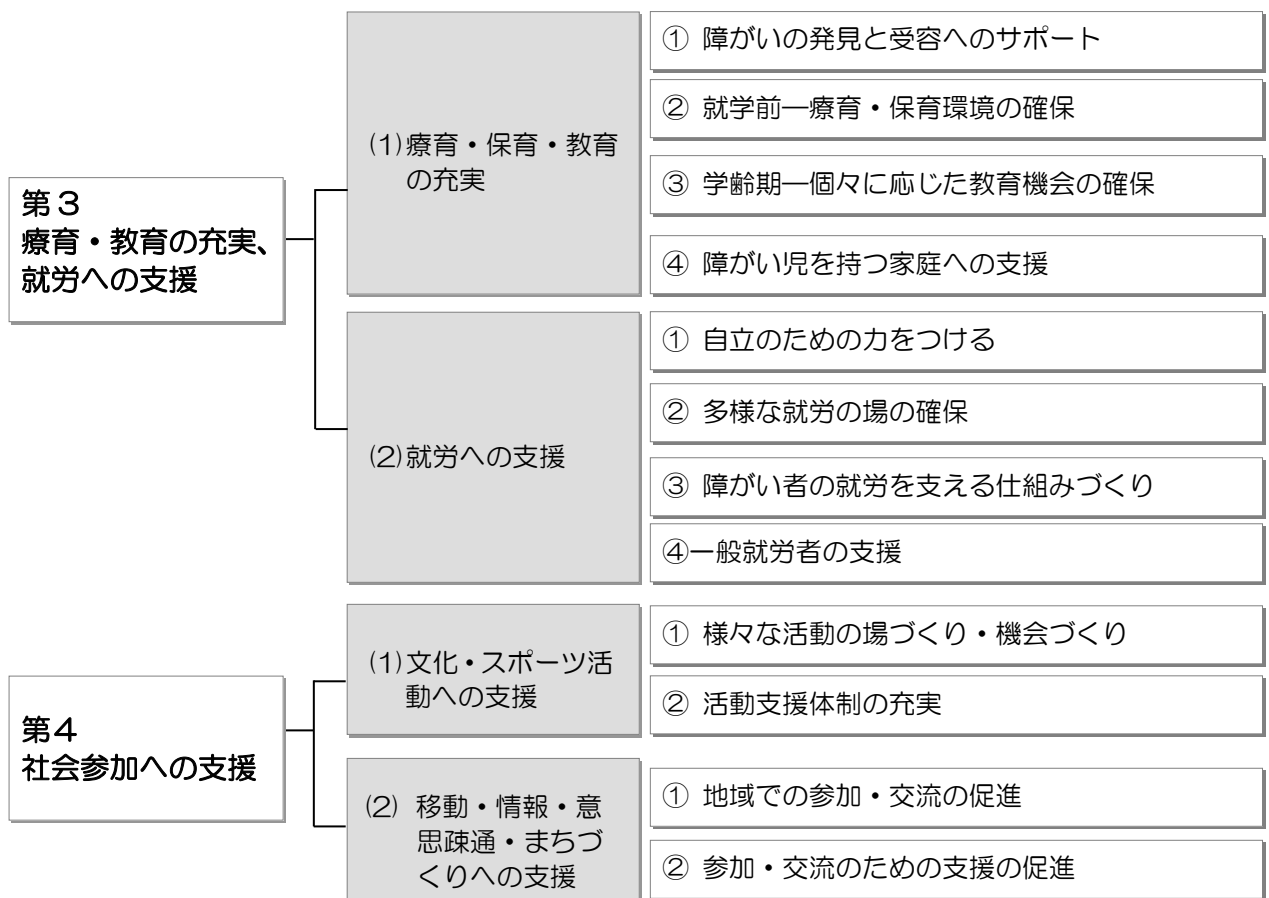
- 目標① 生活圏の中の必要な施設・サービス
- 目標② 有効で納得できるサービス利用体制
- 目標③ 生きがいのある就労環境
- 目標④ 参加と交流の場・機会
- 目標⑤ 障がい者への対応が行き届いた環境

【目標像達成のための方針】

- ① 社会環境変化への対応
- ② 一人ひとりの障がいの状況や生活に配慮した総合的な支援
- ③ 多様な主体の連携・協力による支援の充実
- ④ 新たな分野への対応
- ⑤ 基幹型総合相談支援窓口の設置検討

目標像達成のための施策の体系





【主な施策・事業】の表の中で、
 [短期目標]と記載している施策・事業については、2～3年以内を目途に取り組みます。
 [中期目標]と記載している施策・事業については、5～6年以内を目途に取り組みます。
 その他の事業については、継続もしくは計画期間内に取り組みしていきます。

2-2. 分野別施策

第1 すべての人がともに生きる社会の基盤づくり

本町は、すべての町民が生涯を通じて健康で活躍できるまちを目指しています。

病気やけが、加齢によって心身機能が減退することは、誰にでも起こりうることです。障がいを予防・軽減し、たとえ障がいがあっても、住み慣れた地域でその人らしい生活が維持できる社会づくりが求められます。

支援費制度の施行以降、当事者が主体的にサービスを選択して利用できるようになりました。また、住民に身近な市町村がサービスの窓口を務めるようになりました。

障がいの重度化、本人・家族の高齢化が進む中で、福祉ニーズはますます複雑多様化しています。様々な場面で主体性を発揮していけるよう、当事者のみならず、行政や福祉関係団体、民間事業者、一般町民も障がいへの理解を深め、連携を図りながら対応していけるような力をつけていく必要があります。

障がいがある人もない人も、一人ひとりの状況に応じた対応力を発揮できるような社会づくりに努めます。

(1)障がいの予防と健康づくり

現況と課題

本町には、障害者手帳を所持されている人が1,300人以上（総人口の4%以上）おられます。障害者手帳の等級でみると、その内の約半数が重度です。障害者手帳を持たなくても、心身の機能に不安を抱える町民は少なくありません。障がいは、誰にとっても他人事ではないといえます。

また高齢化が進む中、町民の健康への関心が高まっています。病気やけが、加齢による心身機能の減退は誰にとっても起こりえます。障がいへの適切な対応、支援は、町民すべてにとって安心を与えることとなります。

障がいの原因となる生活習慣病などの予防については、町では、これまでも町民の健康診断や健康増進活動、各種健康教室などを進めてきました。町民の健康志向の高まりとともに、健康教室や健康相談等への参加者は増加傾向にあります。また健康づくり普及委員や食生活改善推進員等を中心にして、地域に根ざした健康づくりの活動が展開されています。今後は更なる町民の参加と担い手の育成などに力を入れていく必要があります。

住宅改造や日常生活用具の導入と連動させた効果的な取り組みを検討し、自立的な生活を支援していく必要があります。

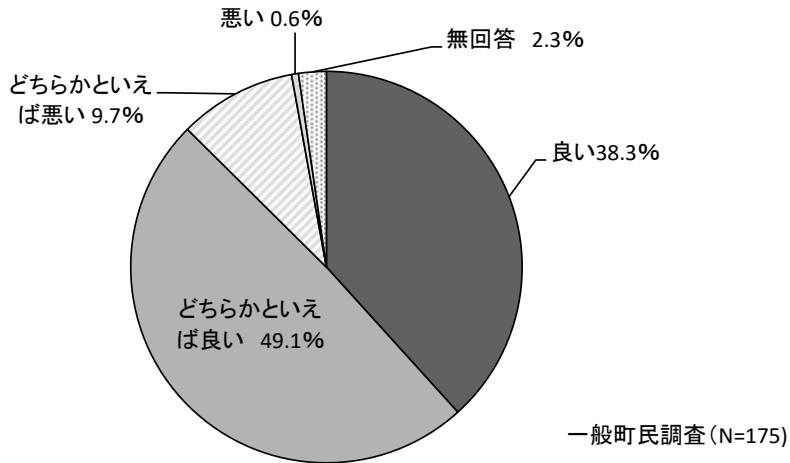
本町には、大きな病院がなく、診療科も限られているため、町外に入院・通院することが多いのが実情です。また、当事者の高齢化に伴い、医療ケアの必要な方が増えており、民間事業所においても課題となっています。関係機関の広域連携体制を持つとともに、健診も含め、身近な地域の中で気軽に安心して受診できるよう、地元の保健医療体制との連携を深めていく必要があります。

精神障がいは、今後ますます社会的な対応を強めるべき分野です。厳しい社会経済情勢、複雑な人間関係が心の傷につながることもあります。病気や障がいに本人・家族のみならず周囲の理解が進んでいない状況もあります。町民の心の健康に対する意識を高め、気軽に相談できるような体制づくり、社会的な支援体制づくりなど、今後重点的に整備を進めていくべき分野です。

【アンケートより】

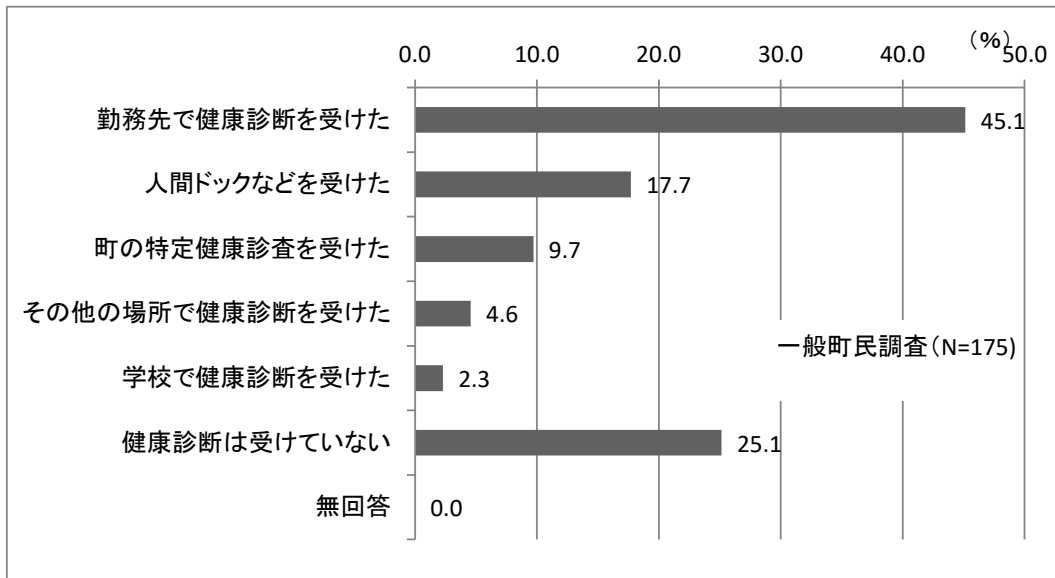
■一般市民の身体的な健康状態（ここ3か月以内）

…大半は良いと回答しているが、「どちらかといえば悪い」「悪い」と回答している人も1割いる。



■一般市民の健康診断の受診状況（過去1年間）

…勤務先での健康診断を中心に大半の人が受けているが、4分の1は受けていない。



【グループインタビューより】

- 診療科が少なく、専門性のある病院を受診するためには町外に行かなければならず不便である。（当事者・家族）
- 通院サポートなど、安心して医療にかかれる体制の充実を図ってほしい。（当事者・家族）
- 入所施設で医療的ケアの必要な利用者が増えており、対応が課題となっている。今後在宅者においても医療的ケアのニーズが高まっていくと考えている。（事業者）
- 制度上、医療ケアは事業者には制限があり、事業者が対応できる範囲は狭い。二宮町だけの問題ではないが、今後検討していかないといけない課題である。（事業者）
- 小規模事業者は、地域の中のきめ細かなサービスに対応できる一方で医療面での体制に課題があるので、他の事業者や関係機関とも連携を図っている。（事業者）

施策の方向

町民一人ひとりの自主的な健康増進活動・健康管理など、障がいの予防と軽減に関わる活動を振興するとともに、障がいに応じた保健医療体制を確立し、障がい者の健康を支援します。

①障がいの予防と軽減

◆障がいの予防◆

健康な町民が増え、健康寿命の延伸につながるよう、健康への意識と実践を広げていくことが必要です。健康診査や健康相談、健康教室等を通じて、疾病の予防及び早期発見、生活習慣病の予防に努めます。また、地域の自主的な健康づくりへの取り組みを支援します。

【主な施策・事業】

施策・事業名	内 容
健康教育	生活習慣の改善のために自主的な取り組みができるよう生活習慣、食生活を見直す教室及び運動教室を開催します。また、他機関と連携を図りながら身近な健康教育の場を増やし、住民の健康に対する意識がさらに高まるよう工夫しながら参加促進を図ります。高齢者だけでなく若い世代の参加を促進します。
健康相談	健康の維持増進や生活習慣病の予防を中心に、保健師や管理栄養士、歯科衛生士が健康に関する助言や指導を行います。身近な地域における相談の場の拡充に努めます。
特定健康診査・健康診査	受診率の向上に努め、疾病の早期発見を図ります。
健康づくり推進	健康づくり普及委員・食生活改善推進員と連携し、健康ウォークや料理教室など、地域に根ざした健康づくりに取り組みます。
自主的な健康づくり活動支援	健康づくり普及委員・食生活改善推進員・8020運動推進員に対して専門的な知識の普及と支援を行い、自主的な健康づくり活動を促進します。

※8020運動推進員：口の体操（健口(けんこう)体操）等を地域で普及する歯と口の健康づくりボランティア。

◆障がいの軽減◆

障がいがあっても快適な移動や自立した生活が図れるよう、専門的な助言や支援を行い、状況に応じた日常生活用具や装具等を導入します。

【主な施策・事業】

施策・事業名	内 容
住宅改造・装具・道具関連の相談・給付	関係機関等と連携を図りながら、一人ひとりの障がいの状況にあわせた相談、給付を行います。
重度身体障害者日常生活用具給付	在宅重度障がい者及び難病患者の日常生活を利便性向上と介護者の負担の軽減を図るために、障がいの状況に応じた日常生活用具の給付を行います。
情報通信システム導入支援	障がいに対応した「情報通信システムの導入支援」（文字の読み上げ装置の導入等）について、引き続き検討していきます。

②個々の状況に応じた適切な健康づくりの推進

◆障がい者のための保健医療体制の確保◆

障がいのある方が安心して医療を受けられるよう、経済的な負担の軽減を図るとともに、身近な地域で医療を受けられるような環境づくりを目指します。

【主な施策・事業】

施策・事業名	内 容
障害者医療費助成	障がいのある方が安心して医療を受けられるよう、医療費の助成等を行います。
障がい者歯科二次診療	障がい児・者の歯科診療に対応している二次医療センターとして「障がい者歯科診療所」があります。町として、引き続き運営補助を行います。
かかりつけ医の推進と医療機関の障がい者への理解促進	平塚保健福祉事務所と連携し、かかりつけ医を持つことを推進します。また、障がいのある方や家族が身近な地域で医療機関にかかれるよう、医療関係者の障がい者への理解促進を図ります。

◆精神障がい者への支援の確立◆

精神障がい者に関して本人、家族からの相談に対応するとともに、地域社会の精神障がいへの正しい理解を進めます。

【主な施策・事業】

施策・事業名	内 容
精神障がい者の相談支援	精神障がいに関する相談について適切に対応するとともに、状況に応じて関係機関につなぎます。
精神障がいへの理解促進	自立支援協議会等と連携しながら、精神障がいへの理解を図ります。

(2)ともに生きる地域社会の基盤づくり

現況と課題

障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることは多くの町民の願いであり、そのためには、地域のつながりや支え合いづくりが重要です。

アンケート調査によると、「障がいのある人も、障がいのない人も、互いに支え合い、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す」というノーマライゼーションの考え方について大半の町民が賛同しており、また、障がいのある人が困っていたら町中で気軽に手を差し伸べたいと考えています。また「歩道に障害物（放置自転車等）を置かないようにする」「障がいに関わらず友達になり、共通の楽しみを持ちたい」との回答もみられました。

各小中学校では、当事者や社会福祉協議会等から話を聞く機会を設けており、子どもの頃から福祉への理解を図っています。今後も学校教育や生涯学習等を通じて、多くの町民が障がい福祉について学ぶ機会をつくり、次世代のまちづくりの担い手を育てていく必要があります。

また障がいのある人との交流イベントなどを通じて、相互理解を深めていくことも重要です。

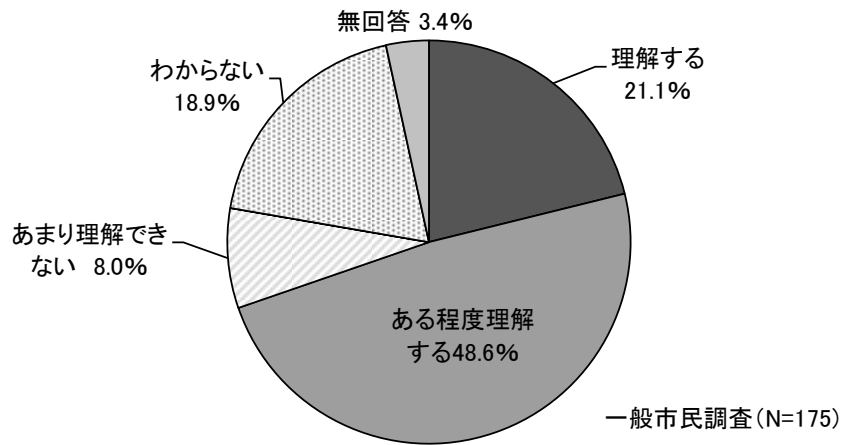
障がい福祉をめぐる法制度が目まぐるしく変わる中、当事者が一人ひとりの状況に合ったサービスを選択し自立的に生活を設計していくためには、適切な情報を提供し、きめ細やかに対応していく必要があります。誰もが制度やサービスの内容について理解できるよう、情報の一元化と情報提供の工夫を図っていく必要があります。

行政・障がい福祉関連団体・当事者・一般町民が、それぞれが地域社会の一員として何ができるのか考え、ともに福祉のまちづくりを推進していくことが必要です。

【アンケートより】

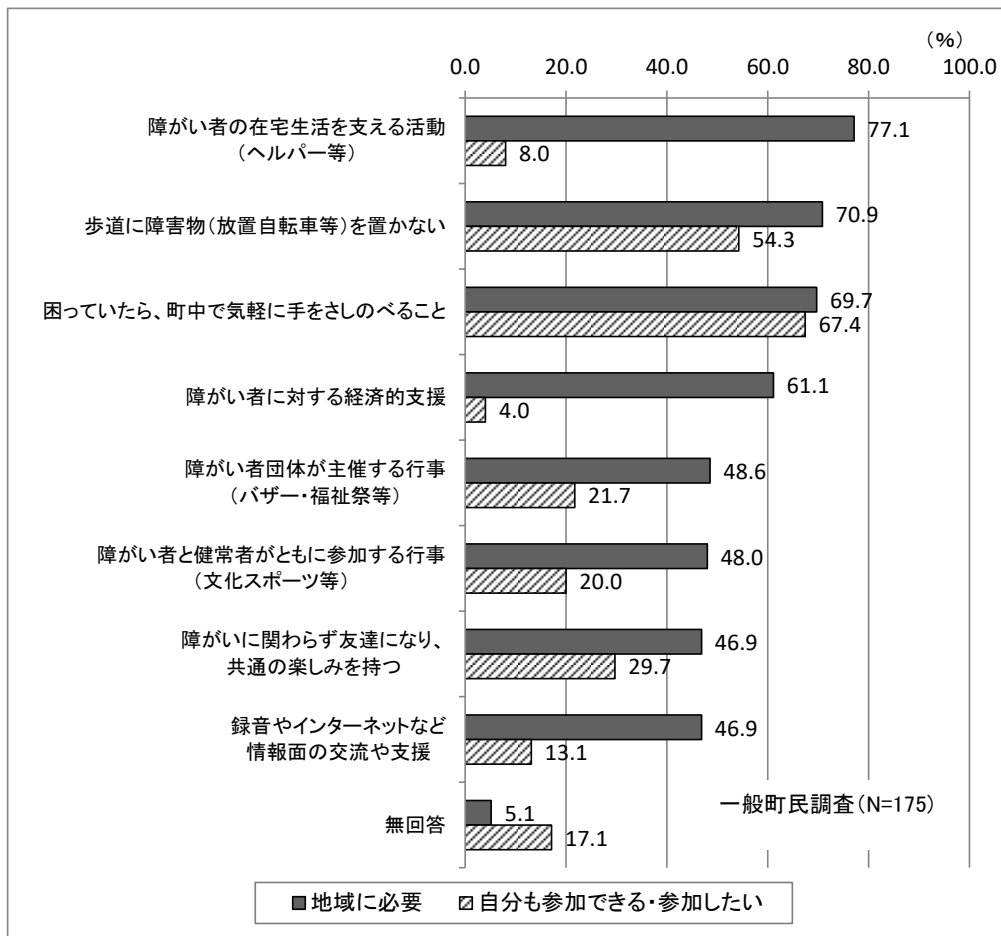
■「ノーマライゼーション」という言葉についてどう思うか。（一般町民）

…約7割が理解を示している。



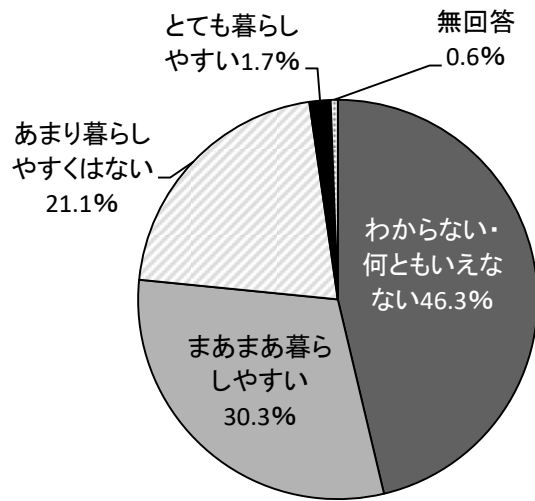
■「地域に必要なこと」と「自分も参加したい参加できること」（一般町民）

…約7割が「障がい者が困っていたら、町中で気軽に手をさしのべたい」と回答。



■本町は障がい者にとって暮らしやすい町だと思うか。（一般町民）

…暮らしやすいとの回答は約3割。わからない、何ともいえないが約半数。



一般町民調査(N=175)

【グループインタビューより】

- 障がいに対する偏見や無理解を感じる時がある。学校教育の中で、障がい者に対する理解を深めていくことが大事だと思う。（当事者・家族）
- 学校だけでなく、家庭の役割として親がきちんと教えて行かないとだめだと思う。（当事者・家族）
- 外見だけでは支援が必要だと分からないので、誤解されがちである。いざという時に支援が受けられるか心配である。（当事者・家族）
- 障がいのある子どもは特別支援級や特別支援学校に行くので、学校生活の中で何か一緒にやるという経験が少ない。障がい福祉について理解し、障がいのある人を支援する職場について関心をもっといただけたらと思う。（事業者）

施策の方向

障がい福祉を他人事にとらえず、行政、地域、町民、民間事業者など、それぞれが主体的に取り組み、「ともに生きるまちづくり」の基盤を整備していきます。

①ともに生きるまちの基盤づくり

◆障がい及び障がい福祉への理解の促進～心の壁・情報の壁の除去～◆

障がいがある人もない人もお互いに声を掛け合い、支え合う豊かな地域社会を目指します。

【主な施策・事業】

施策・事業名	内 容
窓口・広報紙・HPでの情報提供、周知	様々な媒体を通じて、ノーマライゼーションの理念を伝え、ともに生きる地域社会を目指します。 また、平成28年4月の障害者差別解消法の円滑な施行に向けて、法律の趣旨を周知し、障がいを理由とする差別の解消を推進します。
「ふれあい福祉大会」等の開催	ふれあい福祉大会等を開催し、障がいのある人もない人も楽しめる交流機会をつくります。広報や地域への働きかけなど、より多くの住民の参加促進を図ります。

◆支え合うまちづくりへの参加の促進◆

ボランティア人材の不足、利用者のニーズの多様化等の課題を踏まえて、社会福祉協議会等の関係団体と連携しながら、ボランティアの育成に努めます。

【主な施策・事業】

施策・事業名	内 容
福祉ボランティア研修	障がい者や家族のニーズを把握し、ボランティア育成の方向性を検討します。

②社会的支援体制の確立に向けて

◆障がい福祉への対応力の強化◆

3障がい及び難病患者等への対応が求められる中、多様化するニーズに対応していくため、サービス供給量の確保と質の向上を図ります。

【主な施策・事業】

施策・事業名	内 容
サービス事業者の育成	障がい者サービスの更なる質の向上を図るため、サービス事業者の育成の方向性について、検討します。
広域連携事業への参加	湘南西部障害保健福祉圏域において、引き続き周辺地域と連携を図っていきます。
サービス評価システムの検討	各事業者において障がい福祉サービス等が円滑に実施され、質の高いサービスが提供されるよう、サービス評価システムの導入を検討します。

◆経済的な負担の軽減◆

障がい者や家族の経済的な負担を軽減するとともに、障がいの状況によるサービスの格差の是正に努めます。

【主な施策・事業】

施策・事業名	内 容
障害者医療費助成	障がい者の医療費について助成を行い、安心して医療が受けられるように支援します。
身体障害者用自動車改造費助成	身体障がい者の社会参加を促進するため、自動車の改造費用の一部を助成します。
障がい者手当・助成金のあり方の見直し [中期目標]	社会経済状況の変化を考慮しながら、障がい者手当等のあり方を検討します。
在宅重度障害者タクシー利用料助成	在宅障がい者を対象にタクシー利用助成券を支給し、通院等の移動を支援します。
各種手当の周知	国の手当である特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当について、周知、案内を行います。

第2 その人らしい生活への支援

障がいがあっても、快適に、自分らしくいきいきと生活していくためには、安心して過ごすことのできる生活の場とサポートが必要です。施設やサービスの利用、リハビリテーションや住宅・道具の工夫などにより、快適な自分らしい生活設計の可能性が広がります。

本町では、誰もが極力住み慣れた地域の中で生活していけるよう、支援のための施設やサービスの充実、それらの主体的な利用システムの確立につとめています。また生活圏の広域化及び、多様な支援ニーズに対応するために、周辺自治体と連携し、広域で多様な施設・サービスを確保していけるよう努めます。

近年、障がい福祉をめぐる法律や制度が目まぐるしく変わる中で、適切な情報が当事者や家族に届いていない状況があります。一人ひとりの障がいの状況や生活環境等にあわせたサービスの選択が行われるよう、相談支援体制の整備がますます求められています。

生活の安心・安全のためには、防災・防犯対策の充実、いざという時の連絡体制などが重要です。多様な機関の連携、住民同士の温かい見守りや支え合いを軸に、障がい者の方々が住み慣れた場所で安全に生活していける地域づくりを進めます。

(1)生活の場、日中活動の場の確保

現況と課題

本町では、障がい者の方々の多くが自宅で暮らしています。介助が必要な場合、その主力は家族が担っています。しかし、介助者の高齢化や世帯の小規模化などにより家庭内の介護力の低下もみられ、将来の暮らし方や支援体制をどうするか、少しずつ不安が高まってきた状況がみられます。

本町においても民間事業者が運営するグループホームが数か所あり、町民だけでなく近隣自治体からの入居がみられます。また民間事業者がアパートでの自立生活の支援を行っているケースもあります。たとえ障がいがあっても、人生の中で、自立した地域生活を送ったり、家庭を育んだりするなど、選択の可能性を広げることがとても重要です。

自宅での生活の場合、住宅改造等への関心やニーズが高まっています。住宅改造や補装具の導入などにより、生活能力の回復・再構築が図れる面が大いにあります。

日中の活動場所、ショートステイなどへの関心の高まりもみられます。町内には児童を対象としたショートステイ施設がなく、緊急時の対応に不安をもつ介護者が少なくありません。介護者の高齢化に伴い、これらのニーズはますます高まっていくと考えられます。また日中活動の場への移動手段の確保についても、検討していく必要があります。

生活圏の広域化にも配慮しつつ、近隣自治体との連携による施設サービスの確保を進めるとともに、身近な地域の中での施設利用体系をつくっていく必要があります。

障がいがあっても、当事者の自己選択、自己決定を尊重しながら、一人ひとりが豊かな生活を構築していけるように支援していくことを目指します。

【アンケートより】

■将来希望する暮らし方について（上位項目）

※複数回答

…いずれの障がいも「自宅で家族と暮らしたい」が1位。

	身体障がい者(60歳未満) n=75		身体障がい者(60歳以上) n=441		知的障がい者 n=76		精神障がい者 n=105	
	項目	(%)	項目	(%)	項目	(%)	項目	(%)
1位	自宅で家族と暮らしたい	60.0	自宅で家族と暮らしたい	67.3	自宅で家族と暮らしたい	47.4	自宅で家族と暮らしたい	53.3
2位	一人で自立して暮らしたい	20.0	施設に入所して暮らしたい、または現在の施設に入所を続けたい	7.5	施設に入所して暮らしたい、または現在の施設に入所を続けたい	21.1	一人で自立して暮らしたい	27.6
3位	施設に入所して暮らしたい、または現在の施設に入所を続けたい	12.0	グループホーム等で仲間と暮らしたい、または現在の施設に入所を続けたい	5.9	グループホーム等で仲間と暮らしたい、または現在の施設に入所を続けたい	13.2	グループホーム等で仲間と暮らしたい、または現在の施設に入所を続けたい	7.6
4位	グループホーム等で仲間と暮らしたい、または現在の施設に入所を続けたい	5.3	一人で自立して暮らしたい	2.3	一人で自立して暮らしたい	7.9	施設に入所して暮らしたい、または現在の施設に入所を続けたい	6.7

■障がい福祉施策の充実のために力を入れる必要があると思うこと（上位5項目）

※複数回答

…各種サービスの充実や入所施設の充実が望まれている。

身体障がい者(60歳未満) n=75		身体障がい者(60歳以上) n=441		知的障がい者 n=76		精神障がい者 n=105	
項目	(%)	項目	(%)	項目	(%)	項目	(%)
保健・医療・在宅福祉サービスの充実	45.3	保健・医療・在宅福祉サービスの充実	44.4	入所施設の充実	30.3	経済的な援助の充実	41.0
働く場、機会の充実	37.3	経済的な援助の充実	18.1	働く場、機会の充実	23.7	働く場、機会の充実	36.2
経済的な援助の充実	28.0	移動手段、交通の整備	16.6	災害時の準備	22.4	保健・医療・在宅福祉サービスの充実	28.6
相談・情報提供体制の充実	24.0	相談・情報提供体制の充実	16.3	保健・医療・在宅福祉サービスの充実	19.7	相談・情報提供体制の充実	26.7
障がい者向け住宅等の住まいの整備	21.3	入所施設の充実	15.9	障がい者向け住宅等の住まいの整備	19.7	障がい者向け住宅等の住まいの整備	22.9

【グループインタビューより】

- 町内に知的障がいの入所施設、デイサービス、緊急一時預かりのサービスがない。保護者が体調を崩した時の対応など、緊急時の援助があると安心である。特にきょうだい児がいると、親の負担が大きい。（当事者・家族）
- 当事者のニーズとしては、町の中にすべてのサービスを揃えてほしいということだろう。隣の平塚にあるからと言われても、移動のことを考えると、使えないことが多い。町にないということは、使えないということである。（事業者）
- 町内に施設が不足している状況であれば、近隣地域と連携して、充実を図ってほしい。（当事者・家族）
- 町として、事業者積極的に働きかけて施設を整備してほしい。（当事者・家族）
- 施設サービスの整備にあたっては、遊休地や空き店舗などを活用してほしい。（当事者・家族）
- 親亡き後、子どもが地域で安心して生活できるか不安を感じる。（当事者・家族）
- 近隣の地域にあっても、送迎のことを考えると利用できないことが多い。（事業者）
- 利用者の経済的な負担が軽減するように、サービス利用料について柔軟に運用してほしい。
- グループホームや通所施設に対して家賃補助、施設の整備などの支援をお願いしたい。（事業者）
- グループホームの職員の確保も課題となっている。（事業者）
- 小さな町の中で、事業者として様々なニーズに対応していく必要がある。現場は少ない人数で色々なことをやらないといけないので負担は大きい。人材の確保も課題となっている。（事業者）

施策の方向

当事者の自己決定を尊重しながら、障がいの程度や家庭の状況等に配慮して、適切な住まいや日中の過ごし場所を選択できるように、周辺自治体とも連携して体制づくりに努めます。自宅や施設の中では、快適で機能性の高い環境づくりを推進し、「私らしい」暮らし方を支援します。

①安心できる生活の場づくり

◆多様な生活の場の確保◆

本人や家族の希望する暮らし方を尊重し、多様化するニーズに対応できるように住居の確保に努めます。

【主な施策・事業】

施策・事業名	内容
広域での入所施設確保	周辺自治体とも連携を図りながら、一人ひとりの障がいの状況に対応できるように施設の確保に努めます。
障がい者が快適に住める住居の確保	住み慣れた地域の中で生活できるように、グループホーム等の快適な住居の確保に努めます。グループホームの設置にあたっては、費用の一部を助成します。グループホームの運営について、きめ細かいニーズの把握に努めます。

◆快適な生活環境づくり◆

住み慣れた自宅での生活が継続できるように、住環境を整備します。

【主な施策・事業】

施策・事業名	内容
重度身体障害者住宅設備改良助成	自宅での生活が快適なものとなるよう、風呂、トイレ等の住宅設備の改良費用の一部を助成します。

②活動場所の確保

◆デイサービス機能施設（日中の通い場所）の確保◆

障がいの重度化、重複化が進む中、それぞれの状況やニーズに対応した施設の確保が課題となっています。障がいのある人がいきいきとした日中活動が選択できるように、周辺地域とも連携を図りながら、多様な場の確保に努めます。

【主な施策・事業】

施策・事業名	内 容
広域での各種通所施設の確保	障がいの状況に応じて適切な選択ができるよう、広域での連携を図り、様々な通所施設の確保に努めます。また、引き続き事業所の町内への誘致に努めていきます。
身近な地域でのデイサービス機能の確保	障がい者や家族の移動・送迎の負担を軽減するために、身近な地域の中でデイサービス機能を確保します。町内の空き店舗や空き家等の活用を検討し、気軽に集えるような場づくりを目指します。
通所施設への移動手段の確保[中期目標]	障がい者及び家族の移動、送迎の負担を軽減するため、移動手段について検討を行います。

◆個々の状況に即した安心と可能性の拡大◆

障がい者の日々の生活の安心を支え、将来に向けた自立生活の可能性について専門的な立場から助言、支援していきます。

【主な施策・事業】

施策・事業名	内 容
ショートステイ（日中一時）施設の確保 [中期目標]	障がい者と家族の安心を支え、家族の負担を軽減するショートステイ機能（日中一時）については、障がい児や重度障がい者に対応できる施設の確保が課題となっています。町内での確保に努めるとともに、周辺自治体との連携を図っていきます。
自立生活に関わる助言	将来に向けた自立生活の可能性を広げていくため、民間事業者との連携により、専門的な助言、支援を行います。

(2) 相談支援、サービスの充実

現況と課題

障がいの重度化や本人・家族の高齢化などにより、サービスのニーズはますます多様化しており、広範にわたっています。また障がい者の自己選択・自己決定を尊重し、自分らしい自立した生活を確立していくことが求められています。

障がい福祉をめぐる制度の変化が目まぐるしく、当事者や家族がサービスを選択していく場面において情報がわかりづらい、どこに相談してよいかわからない等の意見が聞かれます。

アンケートでも、相談機能を充実するために必要なこととして、「ひとつの窓口で用件が済むような総合的な窓口を設置すること」が最も多くなっています。

一人ひとりの状況に応じたサービスについて適切な情報提供を行うとともに、その方のニーズをくみ取り、総合的に展開し、切れ目のない支援を行っていくことが望まれています。

また当事者団体は、情報提供、日常的な相談、ピアカウンセリングの場として地域の中で役割を担っています。関係団体の情報についても広く周知を図っていく必要があります。

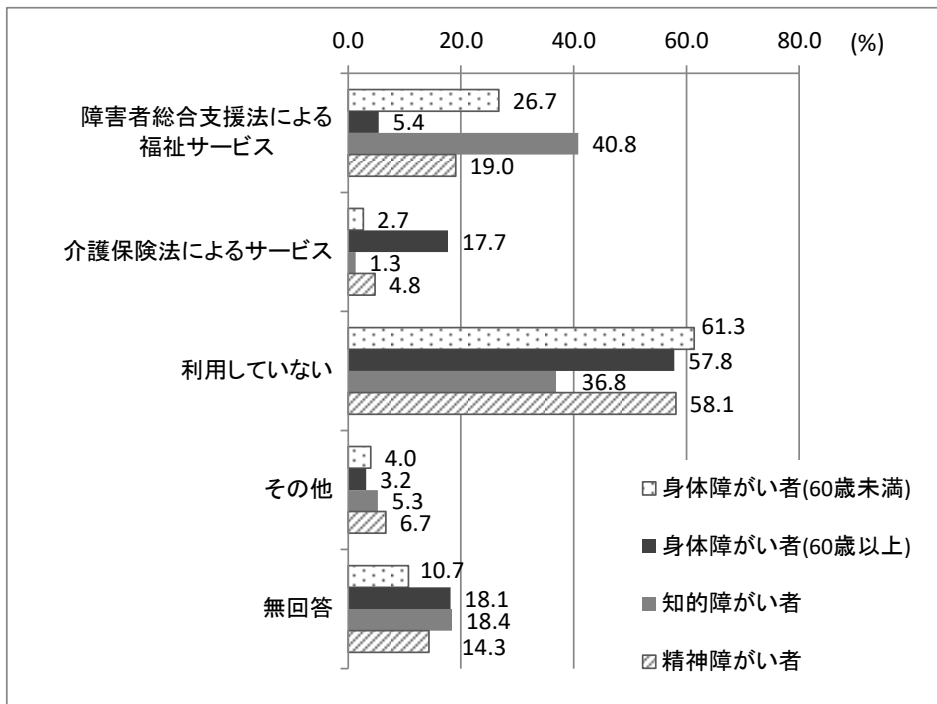
現在、障がい者のサービスについては、民間のサービス事業者が担っています。障がい児・者は、年齢層の幅が広く、生活面でのニーズや意識も多様で、サービスの提供についても一人ひとりの状況に応じた組み立てが必要です。今後ますますニーズに即したサービスを量・質ともに充実させていく必要があり、サービス提供事業者の育成支援など供給力の確保が大きな課題となっています。必要な時に必要なサービスの利用が適切に行われるよう、当事者本位のサービス選択・利用の円滑な展開を目指し、利用者も供給側も、社会の中でともに育て合う姿勢が重要といえます。

また、障がい者の地域生活のためには、公的サービスだけでなく、ボランティアによるきめ細かな支援の充実、地域の中での助け合いの促進も、一層重要となっていきます。

【アンケートより】

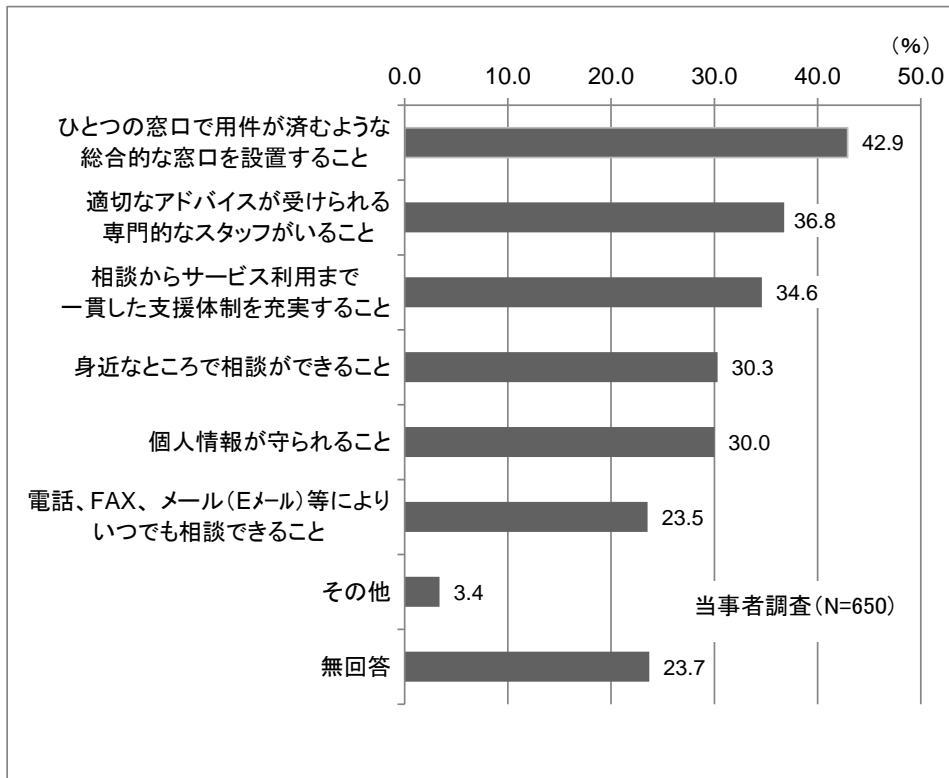
■サービスの利用状況 ※複数回答

…知的障がいを除いて、サービスを利用していない人が過半数。



■相談機能を充実するために必要なこと ※複数回答

…総合的な相談窓口、専門的な人材の配置、一貫した支援体制等が望まれている。



【グループインタビューより】

- ケアマネジャーのように、同じ担当の方が小さい時から就労につながるまで、ずっと支援して下さるとよい。小さい町ならうまくいくのではないかと思う。（当事者・家族）
- 法制度が目まぐるしく変わる中で、自ら情報収集できる人はいいいのだが、出来ない人に十分に情報が届いていない。（当事者・家族）
- 小さい町の良さとして、事業者同士のつながりがあり、顔の見える関係ができていいる。これは利用者の安心感につながっている。（事業者）
- 個人情報が増えすぎて、横のつながりがなかなかできない。住んでいてご近所の助け合いは感じているが、最近は壁がどんどん高くなっていると感じる。地域の中の障がいを抱えている人の情報が把握できない。（当事者・家族）
- 必要な人に情報が届かず、困っている人がなかなか当事者団体につながらない。（当事者・家族）
- 県の相談事業が町におりてきて良かったと思う。県だと相談先が遠方になり一日仕事になる。窓口が身近だと気持ちの面で違ってくる。（当事者・家族）

施策の方向

当事者と家族が、住み慣れた地域でいきいきした自分らしい生活を維持していけるよう、多様なニーズに適切に対応するため、各種サービスの提供体制の充実を図るとともに、利用者本位のサービス選択・利用システムを構築していきます。また、利用者にとってわかりやすい相談支援体制の整備に努めます。

①在宅サービスの充実

◆サービス提供体制の充実◆

在宅サービスの提供体制を充実し、障がい者とその家族の地域生活を支えます。

【主な施策・事業】

施策・事業名	内容
サービス事業者の確保	在宅サービスに係るサービス量の確保と質の向上を担保するため、民間事業者の確保に努めます。
福祉ボランティア研修	障がい者や家族のニーズを把握し、ボランティア育成の方向性を検討します。
保健・福祉人材向け障がい関連研修	介護士等の保健・福祉分野の人材が、障がい者分野に対応できる知識・技術を習得できるような研修を行います。

◆各種在宅サービスの一層の充実◆

障害者総合支援法で定められている各種サービスについて、量的、質的側面から充実を図ります。

なお、各サービスの内容及び見込量については「二宮町障がい福祉計画」に基づいて整備を進めます。

②利用者本位のサービス利用体制への展開

◆利用者本位のサービス選択・利用体制の確立◆

当事者の自己選択・自己決定が尊重されるよう、一人ひとりの状況に対応したわかりやすい情報の提供と、専門的な支援を目指します。

【主な施策・事業】

施策・事業名	内 容
ケアマネジメント体制の充実	一人ひとりの障がいの状況やライフステージに沿ったケアマネジメント体制の整備を図ります。
総合相談体制の充実 [中期目標]	障がい福祉に係る様々なサービスや制度について、当事者や家族に適切に情報提供を行うとともに、専門的な立場から相談支援を行っていきます。基幹型総合相談支援窓口の設置を目指します。
役場への手話通訳者の設置 [短期目標]	手話通訳者を配置しており様々な相談に対応していますが、対応時間の拡大など、今後一層の充実を図ります。

(3)暮らしの安心・安全

現況と課題

東日本大震災や大規模な台風被害などにより、安心・安全なまちづくりへの関心が高まっています。

本町では、災害に強い地域づくりに力をいれており、総合防災訓練を実施しているほか、自主防災組織により、防災指導員を中心として防災活動に取り組んでいます。家庭や地域での防災活動や、地域コミュニティでの助け合いにより、減災文化を築いていくことが喫緊の課題となっています。また、安全な地域活動のために民生委員による見守り活動も行われています。

地域と障がい者の連携を深めていくことが課題であり、町全体で対応していくことが必要です。

近年において社会的に、地域生活の中で、障がいのある方が事故や事件に巻き込まれてしまう状況も発生しています。また家庭の中で、病気や怪我により対応が必要な場面も発生しています。

地域の中での防災・防犯体制づくりは、障がいの有無に関わりなく、今後の大きな課題ですが、特に障がい者及び障がい児・者を含む家庭への対応など、相互扶助的な体制づくりが求められます。そこでは、当事者と家族、地域の人々の間での意識づくりとともに、緊急連絡体制の確立、避難所などでの対応力の確保など、地域の中での具体的な仕組みづくりが重要といえます。

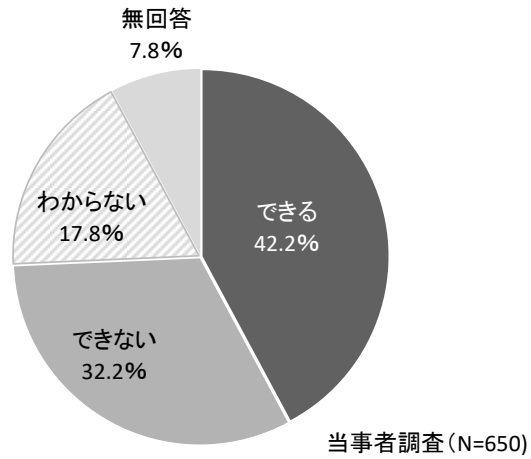
個人情報保護に配慮しつつ、誰もが安心して生活していけるような仕組みづくりが求められます。

「障害者差別解消法」に基づく障がいを理由とする差別の解消に取り組むとともに、「障害者虐待防止法」に基づく障がい者の虐待防止、障がい者の権利擁護のための取り組みを進めます。また障がい者が様々な場面において適切な配慮が受けられるように努めます。

【アンケートより】

■緊急時に一人で避難できますか

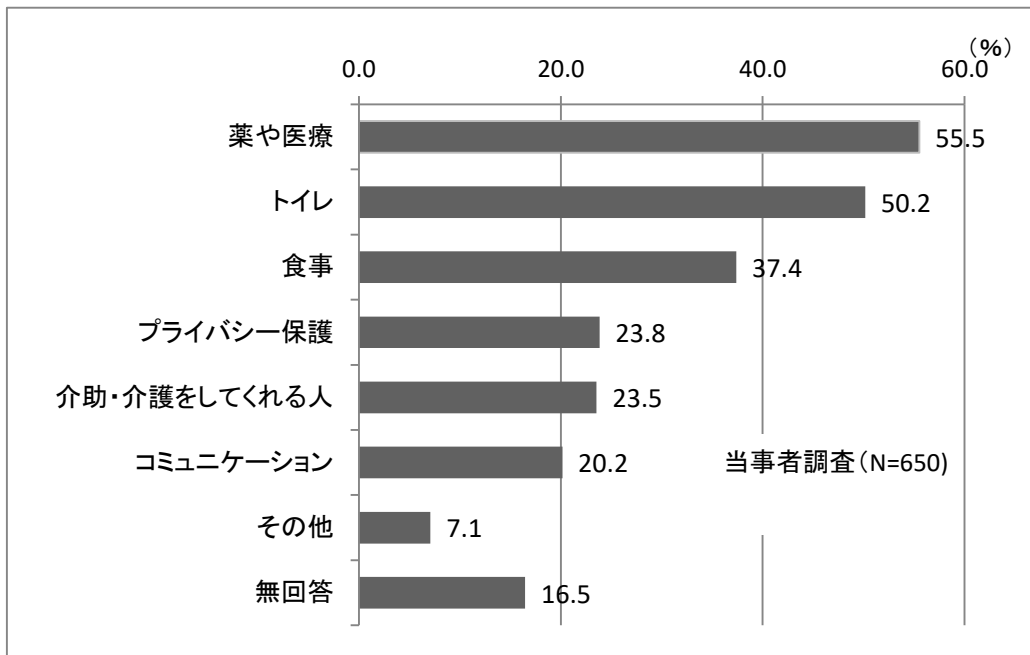
…できると回答した人は約 4 割。



■災害時等に避難所等で具体的に困ること

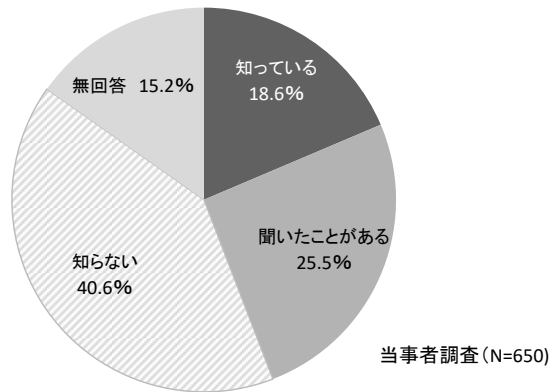
※複数回答

…過半数が「薬や医療」「トイレ」に困ると回答。



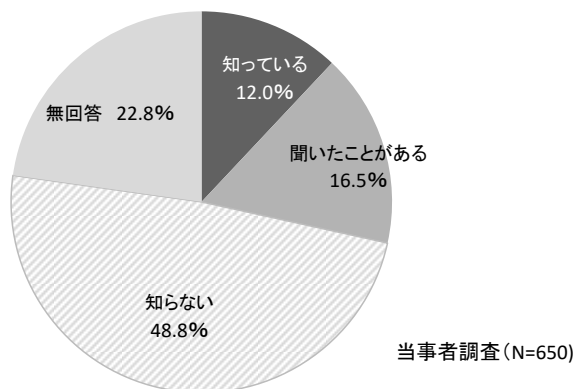
■「障害者虐待防止法」の周知

…「知らない」が4割。



■「障がい者虐待防止センター（二宮町福祉課）」に通報する義務の周知

…「知らない」が約半数。



【グループインタビューより】

- 防災対策として、グループホームで地域の防災訓練に参加したり、通所施設の利用者の防災マニュアルを作成したりしている。（事業者）
- 障がいのある人が犯罪に巻き込まれるケースが増えている。（事業者）
- 一人暮らしの人が自宅で転倒し怪我をして、通所施設の方に電話がかかってきたことがある。職員が家庭訪問して病院に同行した。一人暮らしの人の地域生活を支えるしくみが必要である。（事業者）
- 障がいのある人が何かサービスを利用することが大事ではないか。サービスを利用することで、事業所とつながり、定期的に連絡をとって状況を把握できる。（事業者）
- 災害時に、障がいのある人に対してどのような支援や配慮が必要なのだろうか。被災地での経験もあると思うので、具体的な情報を持っているところからお聞きしたい。

施策の方向

障がいのある人が安心して暮らせるよう、関係機関の連携による緊急対応体制の確立とともに、地域の中できめ細かな防災・防犯体制を確立していけるように努めます。

①緊急対応体制の確立

◆緊急情報の受発信システムの拡充◆

災害時等において、障がい者やその家族に適切に情報が届くよう、地域の中のセキュリティシステムのあり方を検討します。

【主な施策・事業】

施策・事業名	内容
誰にでも届く気象警報及び災害情報等の徹底 [中期目標]	障がいの状況に応じた情報提供のあり方を引き続き検討していきます。町からのメール配信やツイッター等の事業について、障がい者及び家族に対して、積極的に周知を図っていきます。

◆緊急医療体制の確保◆

周辺自治体との連携を図り、障がい者の緊急医療体制の整備を図るとともに、町内における緊急的な対応力の強化を図っていきます。

②地域での安全体制の充実

◆地域ぐるみでの安全の確保◆

住民や公共交通機関、商店、公共施設等、地域全体で障がい児・者の日常生活を見守る、地域ネットワークづくりを目指します。

【主な施策・事業】

施策・事業名	内 容
「声かけ運動」の展開	障がいに関係なく、普段から住民同士が声をかけあい、支えあう地域づくりに取り組みます。

◆地域防災体制の確立◆

地域で暮らす障がいのある人に配慮しながら、防災活動に取り組みます。

【主な施策・事業】

施策・事業名	内 容
自主防災組織・自主防災計画における障がい者対応の明確化	個人情報に配慮しながら、自主防災組織・自主防災計画における障がい者対策を明確化し、具体的な連絡体制を整備します。
障がい者対応の防災訓練の実施 [短期目標]	防災訓練に、障がい者への対応を組み込むとともに、地域で生活する障がい者やグループホームの利用者も避難訓練に参加できるよう支援します。
災害時における県外自治体、団体等との連携 [中期目標]	災害時に障がい者に対応できる人材（手話通訳者等）を相互に派遣できるよう、他の自治体や団体等との連携を検討します。

③暮らしの安全を支える

◆障害者差別解消の推進、権利擁護の推進◆

障害者差別解消法、障害者虐待防止法等に基づき、障がい者の権利擁護のための取り組みを積極的に進め、暮らしの安心・安全を支えます。

【主な施策・事業】

施策・事業名	内 容
障害者差別解消法に基づく事業の推進	障がいを理由に、その人らしい生活や社会参加が妨げられることのないよう、関係各課や関係機関等と連携を図りながら、施策・事業の推進に努めます。また町民、企業等に対して周知、啓発を行います。
権利擁護事業、虐待防止対策の推進	社会福祉協議会や関係機関と連携を図りながら、障がい者の権利擁護に関する取り組みを進めます。虐待防止対策においては、虐待の早期発見・防止に努めます。また、成年後見制度及び利用支援制度の周知と対応に取り組みます。

第3 療育・教育の充実、就労への支援

子どもは地域社会の希望であり、町の未来を築く力です。障がいの有無に関わらず、すべての子どもを地域全体で温かく見守り、育てていく必要があります。

保健・福祉・教育の連携により、子どもの障がいの早期発見、早期療育につなげ、一人ひとりの成長に応じた療育・教育を展開し、のびのび育つ喜びを支えます。また、障がい児を抱える家庭の心身の負荷を少しでも和らげ、家族が希望をもって子育てし、社会と関わっていけるよう支援していきます。

子どもは、地域の大人に見守られ、子ども同士、多くの個性の中で育ちます。障がいの有無に関わらず、豊かな人間関係の中で夢をつむげるよう、学校や地域の中での「ノーマライゼーション」を進めます。

将来自立して生活し、仕事や社会参加を通じて社会に貢献できることが個人の生きがいになるとともに、社会の活力にもつながります。障がい者の方々が、無理なく、いきいきと働けるよう、多様な就労の場を確保するとともに、適切なサポートを提供していきます。仕事を通じて個人の可能性を伸ばし、温かい社会づくりを進めることは、将来のまちづくりの資本となります。多くの人々との関わりの中で安心して働けるよう図ります。

(1)療育・保育・教育の充実

現況と課題

周産期医療の発達により、授かった命を大事に産み育てる可能性が広がってきていますが、その一方で、重複障がい、発達障がい等々、障がいのある子どもは増加し、多様化してきているともいわれています。

子どもの障がいの発見とその受容は、最初に家族が登らなければならない山です。そのスタートラインを円滑に、豊かに過ごすことは重要で、専門的な助言と社会的なサポートが必要です。本町では、乳幼児健診、保健師など多くの専門職により対応していますが、保健医療機関など関係機関との連携により、親子を心身両面で支えるサポート体制、親子が社会の中で孤立しないような環境づくりの推進が重要です。

現在は、周辺自治体の施設を利用するなどして、療育が個々に実施されている状況にあります。町内の幼稚園・保育園・民間の保育施設には、障がい児を受け入れているところもありますが、重度の場合は受け入れが難しい状況もあります。身近な地域で療育を受けられる体制づくりが課題となっています。

学齢期への対応については、周辺自治体に特別支援学校があるほか、町立の小中学校に通う子どももみられます。また、放課後等デイサービスの実施により、放課後や夏休みの活動を支援しています。

学齢期においては登下校の送迎における保護者の負担、学校の施設条件の不便さなどの課題もあります。教育委員会や地域の力と連携し、個々の状況に応じた支援体制づくり、学校における対応力の強化、障がいへの理解の促進が必要です。

本町では、学校での福祉教育の推進に力を入れていますが、障がいの有無に関わらず、幼い頃から互いを尊重して分け隔てなくつきあえる心を育てるためにも、地域で育む環境づくり、学校でのノーマライゼーション教育の推進への期待は、一層高まるものと考えられます。

【アンケートより】

（自由記述回答から）

- 集団生活の入口である幼稚園の代わりとなる障がい児受け入れ施設が町内になく、遠くまで行く必要がある。（当事者・家族）
- 養護学校のバス停への送迎時間が、きょうだいの登校時間より早いため、本人だけでなく親、きょうだいへの負担も大きい。（当事者・家族）

【グループインタビューより】

- 子どもの送迎等によりお母さんが仕事を続けられない。親の社会参加も支援していただきたい。（当事者・家族）
- 障がい児の相談窓口が「高齢障がい課」から「子ども育成課」になり、お母さん達が相談に行きやすくなった。教育委員会は別組織なので、相談内容についてゼロから説明しないとイケない。一貫した相談支援体制を整えてほしい。（当事者・家族）
- 町内の子育てサロンを活用して、障がいの有無に関係なく相談窓口を設置してはどうか。町外の方も利用できるようにしたら良いと思う。（当事者・家族）
- 養護学校の高等部に行くと、送迎の問題が大きなハードルになっており、中には高校進学を諦めるというケースもあるようだ。（事業者）
- 児童デイなども充実してきたので、昔と比べると資源は増えてきた。デイサービスは事業者が送迎してくれる。（事業者）

施策の方向

障がいの早期発見と適切な対応に努めるとともに、家族や本人が障がいを受容していく過程を大事にします。

専門的な機関や人材との連携により、個々に応じたきめ細かな療育・教育を展開し、地域の豊かな社会関係を育む中で、本人や家族の健やかな日々を支え、また、ともに育つ子どもたちのノーマライゼーション意識を育てていきます。

①障がいの早期発見と受容へのサポート

◆障がいの早期発見の充実◆

乳幼児健診や育児教室等を通じて障がいの早期発見に努め、早期支援につなげます。地域の中で、きめ細やかな相談体制の充実を図ります。

【主な施策・事業】

施策・事業名	内 容
乳幼児健診	子どもの成長や発達、育児状況を把握し、きめ細やかな子育て支援につながるよう、乳幼児健診の受診率の更なる向上を目指します。
幼稚園・保育園・学校巡回相談の実施	臨床心理士等による専門的な相談支援を行い、各施設の職員や保護者に対して支援を行います。
相談体制の充実	子育てサロンや保健センターでの子どもの発達に関する相談について、更なる充実を図ります。 「二宮町子ども・子育て支援事業計画」との連携を図りながら、身近な地域で総合的かつ専門的な相談支援ができる体制づくりを目指します。
育児教室等の充実	発達に心配があり、発達支援が必要な子どもに対し、育児教室を中心に支援を行うことで、早期療育体制の充実を図ります。

②就学前一療育・保育環境の確保

◆地域療育機能の形成◆

現状では町内に療育施設がなく、町外の施設に通う場合は移動の負担が大きいことから、町内での地域療育機能の整備を目指します。

【主な施策・事業】

施策・事業名	内 容
障害児療育施設の確保 [中期目標]	早期療育体制の充実を図り、障がい児とその家庭を支えます。町内への療育施設の誘致を検討し、地域での療育機能の整備を図ります。
幼稚園・保育所における障がい児の受入れの推進	障がい児保育は、障がい児にとって集団生活や生活習慣などの面で大きな効果が期待されることから、幼稚園・保育所などでの受入れを推進します。

③学齢期一個々に応じた教育機会の確保

◆個々に応じた教育の場の確保◆

子ども一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな学習環境の整備に努めるとともに、増加している発達障がいのケースに適切に対応します。

【主な施策・事業】

施策・事業名	内 容
特別支援学校に通う子どもの地元での交流の促進	「放課後等デイサービス」における地域交流活動に、引き続き取り組みます。
町立学校での個々に応じた指導	就学前相談等を通じて、子ども一人ひとりに応じた指導について保護者とともに検討します。 学校においては、支援教育補助員を配置し、きめ細やかな対応に努めます。
学校施設設備の整備	子どもたちの状況に応じた施設設備の整備に努めます。
夏休み・放課後活動の支援	「放課後等デイサービス」における余暇支援活動に、引き続き取り組みます。
通学の支援 [中期目標]	子どもや保護者の負担を軽減するため、通学の支援について検討します。

◆ともに生きる教育の推進◆

「ともに生きる社会」をつくる子どもたちを育むため、積極的に福祉教育に取り組みます。

【主な施策・事業】

施策・事業名	内 容
福祉教育の推進	福祉体験学習、講演会など、福祉教育の更なる充実を図ります。

◆子どもの悩みに寄り添う体制づくり◆

不登校やいじめ問題への対応など、子どもの悩みを受けとめる相談体制の充実を図ります。

【主な施策・事業】

施策・事業名	内 容
相談体制の充実	子どもや保護者の抱えている悩みを、教職員、スクールカウンセラー等が受けとめ支援します。
学校や地域での子どもと保護者への支援	地域の民生委員・児童委員、保健師等の関係機関との連携を強化し、個々の悩みや問題を早期発見、早期対応を図る支援体制の充実を図ります。

④障がい児を持つ家庭への支援

◆地域での仲間づくりの推進◆

障がい児を持つ親子のネットワークづくり、障がいの有無に関わらない仲間づくりの双方を重視し、地域の中での交流促進に努めます。

◆障がい児対応の放課後体制づくり◆

「放課後等デイサービス」における余暇支援活動に、引き続き取り組みます。

◆在宅サービス利用の推進◆

障がい児を持つ家族が心身のゆとりを持てるよう、在宅サービスの利用を促進します。

障害者総合支援法で定められている各サービスや児童福祉法に定められている各支援について、量的、質的側面から充実を図ります。

(2) 就労への支援

現況と課題

就労は、社会的な自立の基礎として国レベルでも認識が高まっています。一般企業への障がい者雇用の促進とともに、障がいの特性に応じた支援策が進められています。

本町においては就労継続支援B型、就労移行支援、ともしびショップ等の施設があり、障がいの状況等に応じた支援を行っています。

アンケートでは、現在働いていないが今後働きたいと考えている障がい者の方がいることがわかりました。働く意欲のある人が、その適性に応じて、能力を十分に発揮することができるよう支援していくことが必要です。

障がい者の方々の就労には、心身の健康面への配慮、安全の確保など、様々な支援が求められます。医療・福祉関係機関、地元の産業関係団体や事業者、地域住民が力を発揮し、温かいつながりのなかで、個々の状況に応じた就労の場の確保、支援体制づくりが重要です。また、住み慣れた地域の中に様々な就労機会を創出していくことも望まれています。

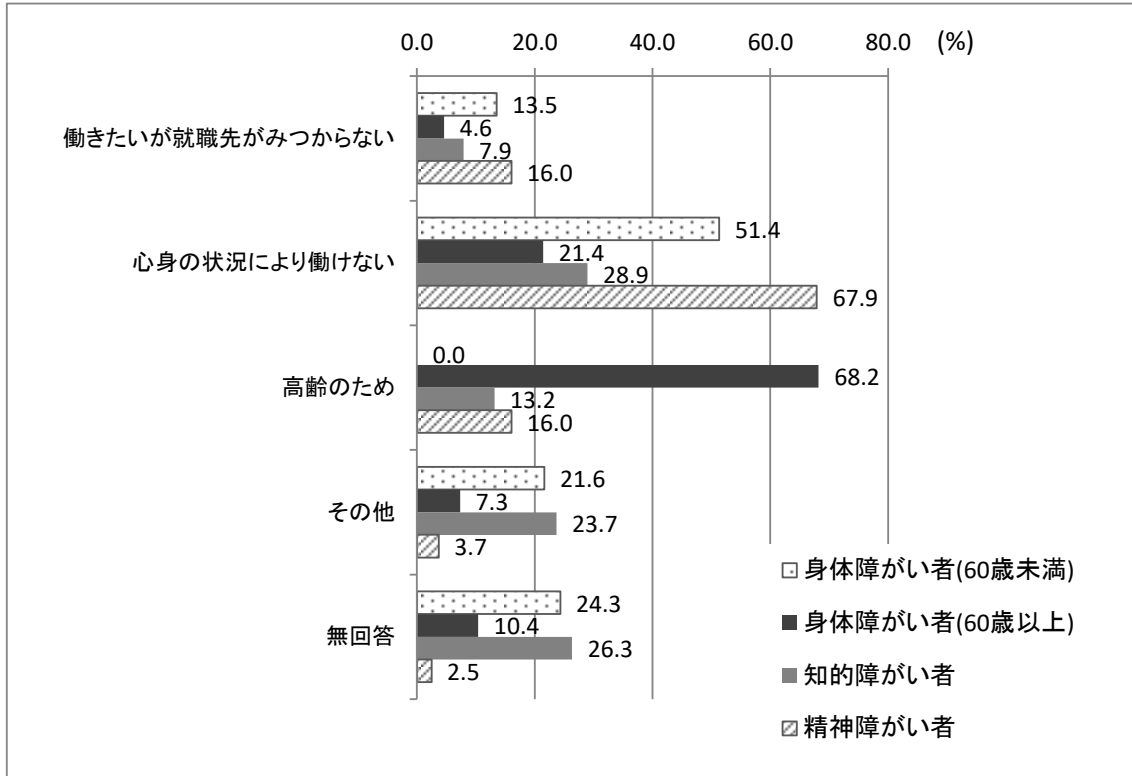
一般就労においては、事業主等の一層の理解を促進し、雇用拡大を図っていくことが必要です。一般企業や事業所との連携により、一般就労する障がい者の方々のための一層快適な環境づくり、障がいの有無や就業形態の違いを超え、すべての働く人が心身の健康を保ちながら働けるような環境づくりや相談支援体制の充実を図ることが重要です。

【アンケートより】

■現在就労していない人の就労意向

※複数回答

…「働きたいが就職先が見つからない」の回答もみられる。



【グループインタビューより】

- 精神障がいの事業所では、利用者が入院すると長期化することが多い。また利用者が毎日来ることが難しいため、経営が安定しない。（事業者）
- 障がいのある方を支援する人材が不足している。（事業者）
- いまだに「障がいのある人は採用しない」という企業の人は多い。（事業者）
- 経営者は福祉に対して理解していたが、現場の上司からパワハラを受けて6か月で仕事を辞めてしまった。（事業者）

施策の方向

一人ひとりが暮らしの可能性を拓き、生きがいを持って社会参加できるよう、個々の適正や状況に応じた就労機会の獲得に努めます。福祉的就労の場を拡充するとともに、民間の事業所との連携を図りつつ、能力や希望を活かす職場や仕事の開拓に努めます。また、一般企業で働く多くの町民の心身の健康を守るため、企業社会や地域社会の中で、快適な環境づくりや相談の受け皿づくりを進めます。

①自立のための力をつける

◆就労のための訓練の促進◆

障がいの状況に対応した職業や職場を選択でき、それぞれの持っている力を伸ばし、可能性が広げられるよう支援を行います。

【主な施策・事業】

施策・事業名	内 容
県就労支援センター等との連携	神奈川県就労支援センター等の関係機関との連携を進め、就労機会の拡充に努めます。
社会適応訓練等の促進	広域連携を図りながら、多様な就労の選択肢を確保していきます。
町中の事業所と連携したインターンシップの実施	町内の経済団体との連携により、職場の開拓、インターンシップ（現場研修）の実施を図ります。

②多様な就労の場の確保

◆福祉的就労の場の拡充◆

障がい者の経済的自立に向けて、近隣自治体や民間事業者等と連携を図りながら、多様な福祉的就労の場の確保に努めます。

なお、各サービス内容及び見込量については「二宮町障がい福祉計画」に基づいて進めます。

【主な施策・事業】

施策・事業名	内 容
広域での各種通所施設の確保	障がいの状況に応じて適切な選択ができるよう、広域での連携を図り、様々な通所施設の確保に努めます。また、引き続き事業所の町内への誘致に努めていきます。
障害者優先調達推進法の推進	障がい者の経済面での自立を進めるため、障害者就労施設等の提供する物品やサービスの優先購入（調達）を推進します。

◆まちの中での多様な就労の場の確保◆

身近な地域の中に多様な就労の場を確保し、障がいの状況に応じた働き方ができるようにします。

【主な施策・事業】

施策・事業名	内 容
福祉ショップ等の設置	身近な地域の中に福祉ショップ等を設置し、積極的に運営支援を行います。

③障がい者の就労を支える仕組みづくり

◆無理のない安全な就労のために◆

地域作業所や通所施設で働く障がい者や職員の安全と健康を守ります。心身の状況把握を行うとともに、相談支援を行います。

【主な施策・事業】

施策・事業名	内 容
「見守り、声かけ運動」	通所、通勤の安全を支える地域ぐるみの「見守り」、「声かけ運動」の展開を図ります。

④一般就労者の支援

◆誰にも優しい職場環境づくりの企業への働きかけ◆

一般企業に積極的に働きかけ、障がい者の法定雇用率の向上を目指します。

【主な施策・事業】

施策・事業名	内 容
障がい者を雇用する企業への安全・快適な職場環境づくりの働きかけ	一般企業に対して積極的な障がい者雇用を呼びかけるとともに、障がいへの理解促進、職場環境のバリアフリー化、健康管理への配慮等を働きかけます。
就労後の定着促進	一般企業で就労している障がい者に相談や助言を行い、定着を図ります。

第4 社会参加への支援

文化・スポーツ・レクリエーション活動、地域社会への参加は、人生を豊かにする大事な要素です。障がいの有無に関わらず、多様な活動に自由に参加できる社会こそ、真に豊かな社会ということもできます。障がいがあっても、ちょっとした工夫や支援、周囲の配慮で、様々な文化・スポーツ活動やレクリエーションを楽しみ、普通に地域社会に参加することが可能になります。

二宮町では、障がい者の方々の様々な活動を確保し、ともに楽しむまちづくりを進めます。文化・スポーツ・レクリエーション活動、生涯学習、地域活動への参加の促進とともに、日々の移動やコミュニケーションが円滑に行えるよう、「福祉のまちづくり」の推進や、様々な支援体制づくりを進め、誰にも快適で温かいまちづくりを目指します。

(1)文化・スポーツ活動等への支援

現況と課題

パラリンピックへの参加、日本選手の活躍など、障がい者スポーツへの関心が高まっています。また、障がい者の芸術・文化活動への振興も図られています。

障がいの有無に関わらず、誰もが気軽に、様々な活動に参加できることが重要です。

県では、文化・スポーツ活動への参加促進、施設のバリアフリー化等を積極的に進めています。本町でも、「町民センター」や「ラディアン」の利用促進、「ふれあい福祉大会」の開催や各種行事への支援、障がい者スポーツの振興などを展開しています。

アンケートによると、活動に参加していない理由として、「活動の内容（関心の持てるものがない）」のほか、「交通手段や移動」、「活動場所の身近さ」、「情報不足」などが挙げられました。今後は「趣味やサークル等の活動」、「スポーツやレクリエーション活動」などの活動に参加したいとの回答があり、障がいのある人も参加しやすい環境の整備が求められます。

一人ひとりの障がいの状況や意向を尊重した支援が一層求められるとともに、多様な活動機会の確保、いつでも自由に参加できるような環境づくりがますます重要になってきています。

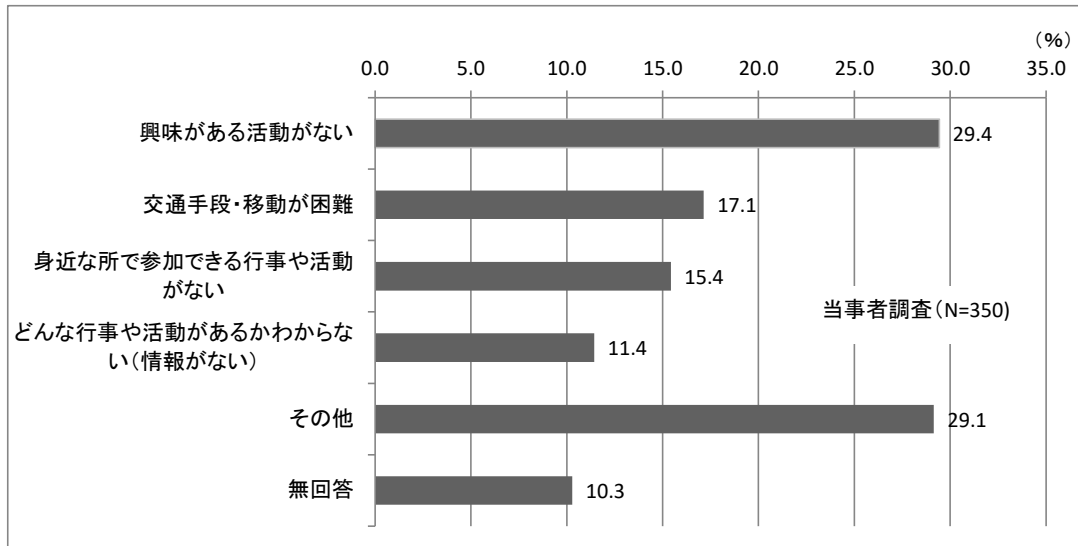
町では、町民による様々な活動が活発化しています。それらの動きとむすびつけ、相互に心豊かな活動展開を目指していくということも重要です。

【アンケートより】

■地域での行事や活動に参加しない理由

※複数回答（現在活動に参加していない人を対象にした設問）

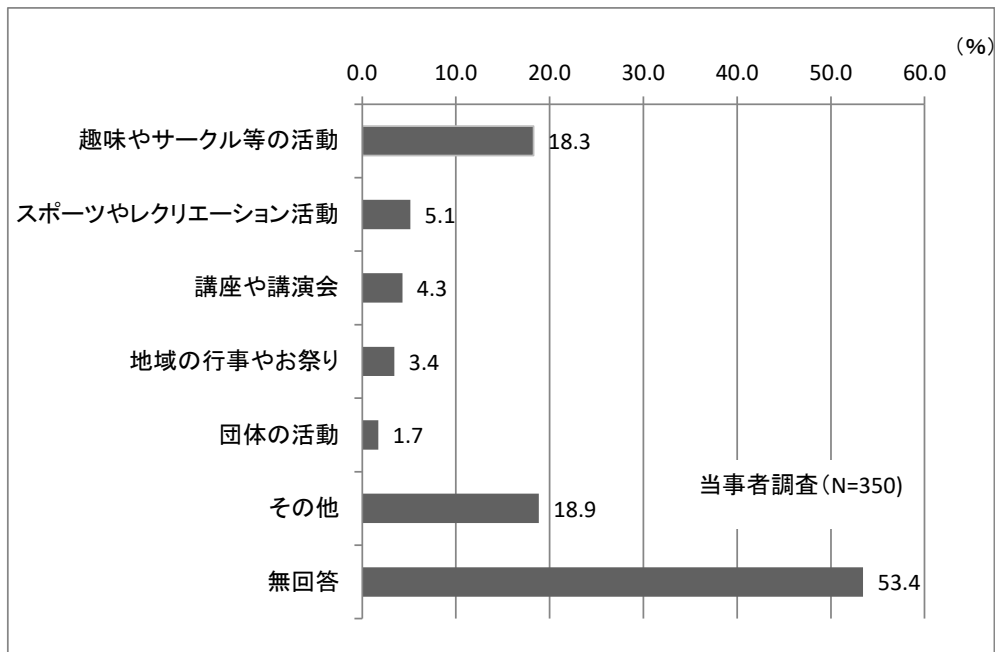
…交通手段や移動に課題を抱えている人もみられる。



■今後の活動への参加意向

※複数回答（現在活動に参加していない人を対象にした設問）

…趣味やサークル等の活動への参加ニーズがみられる。



【グループインタビューより】

- 団体の活動で町外に行く時、福祉バスを利用しているが、利用制限が厳しくなり、経済的な負担も大きく、活動に制限を受けてしまっている。障がい者が社会参加しやすい環境をつくっていただきたいと思う。(当事者・家族)
- 障がいがあっても社会参加しやすい環境をつくってほしい。(当事者・家族)

施策の方向

障がい者が快適に安心して参加できる文化・スポーツ・レクリエーション活動を振興し、心豊かな生活の実現を図ります。また、障がいの有無に関わりなく参加できる機会づくりを通じ、温かいつながりに満ちたまちづくりを目指します。

①様々な活動の場づくり・機会づくり

◆障がい者の参加を促進する環境づくり◆

身近な地域の中で、障がいのある人もない人も参加できる様々な活動の機会をつくりま

す。

【主な施策・事業】

施策・事業名	内 容
広域連携による多様な施設の確保	周辺自治体等と連携しながら、障がいのある人も楽しめる公共施設やレクリエーション施設の状況を把握し、活動の機会の拡充を図ります。
介護者のつどいの開催	これまで進めてきた「介護者のつどい」を継続的に開催し、介護者の休養、健康管理を促進するとともに、健康診断の機会を進めていきます。
空き店舗、空き家の活用の検討	身近な地域の中で、住民が気軽に集い交流できる場の整備を検討します。

◆多様な活動機会の拡充◆

障がいの有無に関わらず、生活の中でスポーツ活動や文化活動等を楽しめる機会を拡充します。

【主な施策・事業】

施策・事業名	内 容
障がい者スポーツの推進	障がい者スポーツを推進し、障がいに配慮したスポーツ施設の整備に努めます。
文化活動・生涯学習の促進	障がいのある方の文化活動、生涯学習活動、趣味のサークル活動等の振興を図ります。
障がい者の楽しめる公園や散策の環境づくり	吾妻山公園の一部バリアフリー化など、自然に親しめる環境の整備を進めます。

②活動支援体制の充実

◆活動面での支援◆

障がい者が生活の中で多様な活動を楽しめるように支援します。

【主な施策・事業】

施策・事業名	内 容
ガイドヘルパー、手話通訳者等の派遣	必要に応じてガイドヘルパーや手話通訳者の派遣等を行います。
指導者の育成	障がい者スポーツ等に対応した指導者の育成を進めます。

(2) 移動・情報・意思疎通・まちづくりへの支援

現況と課題

アンケートでは、多くの町民が、「ノーマライゼーション」（誰もが普通に参加できる状態）の考え方に賛意を示し、障がい者の方々も地域の中で自由に、様々な活動に参加できることを希望しています。高齢者や子どもを含むすべての人にやさしいまちづくりの実現には、様々な生活技術を有する障がい者の方々が地域社会の一員として自然に参加し、場合によっては貢献する場面があってもよいはずで、多様な人々が暮らすことを喜べるまちづくりが、今後は一層求められます。

障がい者の方々が自然に自由に活動できるまちをつくるには、「福祉のまちづくり」の推進とともに、活動を支える交通や情報通信手段の確保、適切な支援が必要です。駅や公共施設のバリアフリー化が進みつつありますが、それらの一層の推進が極めて重要です。町内の道路においては、車いす等で安全に移動できるような歩道の確保や段差の解消等、改善が必要な箇所があります。また、生活圏の広域化に対応した活動支援の仕組みづくりも重要です。

情報の提供については、障がいの特性に配慮した意思疎通の手段について選択の機会が確保されることが必要です。

本町においては、視覚障がい者等のガイドヘルパー、音声や、点字・拡大文字等の通訳など、様々な活動が展開されていますが、活動を担っている人材の高齢化、今後の担い手不足も課題となっています。

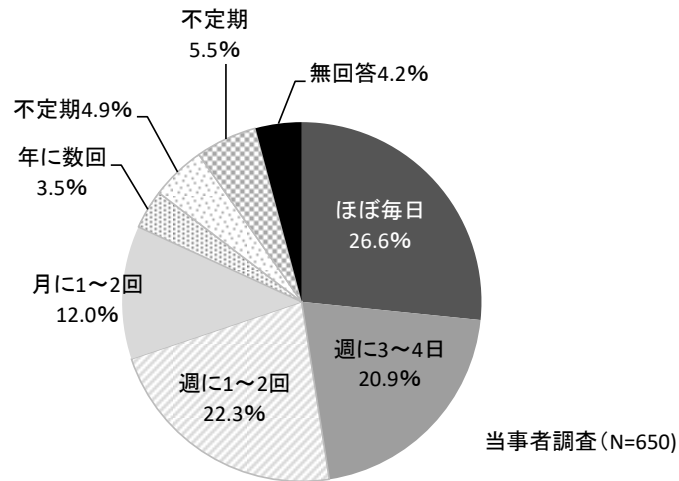
今後、障がいのある人もない人も、自然に交流・参加する地域社会づくりが一層重要となります。そのためには、人々の意識の醸成と、具体的な助け合いの知識や技術を少しでももっていくことが求められます。

二宮町では、「町民センター」、「保健センター」のほか、生涯学習施設「ラディアン」等がありますが、老朽化により町全体でとらえた施設の再編が必要です。これらの施設を、誰もが使いやすい施設に生まれ変わらせた上で、様々な人々が参加・交流する拠点として積極的に位置づけ、「ノーマライゼーション」、「ともに生きるまち」づくりを進めていくことが有効と考えられます。

【アンケートより】

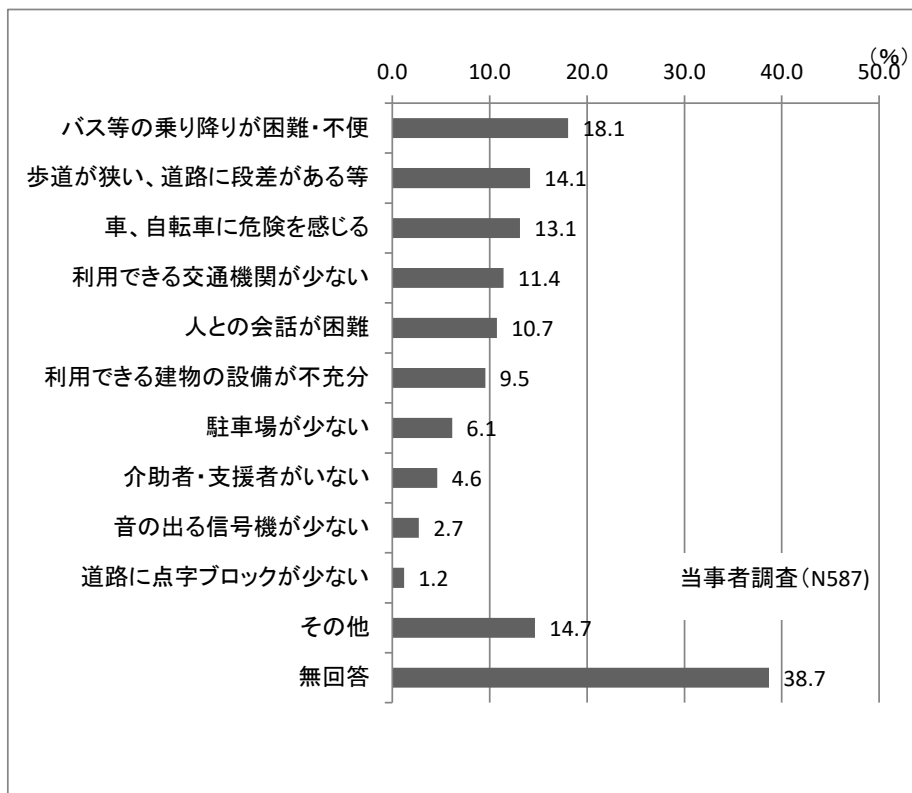
■外出の頻度

…4分の1がほぼ毎日、2割が週に3～4日外出している。



■外出する際に困ること

…バス等の乗降や道路の段差等、移動の際に課題を抱えている人が多い。



【グループインタビューより】

- 当事者団体で活動する時に、参加者の移動に対する支援をしてほしい。(当事者・家族)
- ガイドヘルパーや手話通訳者は登録が少ないため、人材の確保・育成が課題となっている。(当事者・家族)
- パソコンがあることで、音声でネット検索ができるようになり、とても助かっている。色々な情報をネットから得られるようになった。(当事者・家族)
- 自分一人で外出はできるが、歩いていて後ろから来る自転車を避けられないことがよくある。聴覚障がいのため、外見だけでは障がいのことがわからない。車のクラクションが聞こえないので、安全に不安がある。(当事者・家族)

施策の方向

障がい者の方々も自然にまちに出て、豊かな参加・交流が展開する「ともに生きるまち」を実現していくため、移動、情報、まちづくりなど様々な面で基盤整備を進めます。

①地域での参加・交流の促進

◆地域社会への参加の促進・交流型の地域社会づくり◆

地域社会の中で、障がいのある人もない人も交流の機会をもち、相互理解を深めることで、ともに生きるまちづくりを進めます。

【主な施策・事業】

施策・事業名	内容
「ふれあい福祉大会」等の開催	ふれあい福祉大会等を開催し、障がいのある人もない人も楽しめる交流機会をつくります。広報や地域への働きかけなど、より多くの住民の参加促進を図ります。
「声かけ運動」の展開	障がいに関係なく、普段から住民同士が声をかけあい、支えあう地域づくりに取り組みます。
障害者施設通所交通費補助	障害者総合支援法に規定する通所施設や障害者地域作業所に通所する方に交通費の助成を行います。

◆交流・参加の場づくり◆

誰もが交流、参加をする場所や補助を担っていくボランティア団体育成の支援を行い、活動の活性化を図ります。

【主な施策・事業】

施策・事業名	内容
ボランティア活動の支援	活動費の補助を行い、住民のボランティア活動を支援します。

②参加・交流のための支援の促進

◆バリアフリー化の推進◆

町内の道路や施設等について、引き続き課題を点検し改善に努めます。町内のバリアフリー化を促進し、障がい者等に配慮したまちづくりに取り組みます。

【主な施策・事業】

施策・事業名	内 容
交通機関のバリアフリー化の推進	引き続きJR二宮駅及び駅周辺のバリアフリー化を推進します。

◆移動のための仕組みづくり◆

障がいのある人が様々な活動に参加するための円滑な移動を支えます。

【主な施策・事業】

施策・事業名	内 容
在宅重度障害者タクシー利用料助成	在宅障がい者を対象にタクシー利用助成券を支給し、通院等の移動を支援します。
ガイドヘルパー派遣事業	ガイドヘルパーを派遣し、視覚障がい者の社会参加を支えます。
コミュニティバスの運行	町内の交通不便地域を循環するコミュニティバスの運行により、障がい者にとっても円滑な移動を支えます。

◆情報コミュニケーションのための仕組みづくり◆

障がいのある人が意思表示やコミュニケーションが円滑に行うことができるように、情報提供の充実や意思疎通支援の充実等に努めます。

【主な施策・事業】

施策・事業名	内 容
通訳人材の育成と確保	手話通訳、要約筆記、録音、点字等に対応した人材を育成、確保します。
多様な形での広報推進事業	声の広報や点字・拡大文字など、障がいに応じた情報提供に努めます。
情報通信機器の活用の推進	障がいのある人が情報通信機器に親しみ、暮らしの中で活用できるよう講習会等を実施します。

第3章 第6期障がい福祉計画
第2期障がい児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

第3章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

本章は、障害者総合支援法第88条に基づく「第6期二宮町障がい福祉計画」及び児童福祉法第33条に基づく「第2期障がい児福祉計画」（計画期間：令和3年度～令和5年度）に相当するものです。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本方針により3年を1期として作成することとされています。本町では平成18年度に第1期二宮町障がい福祉計画（平成18年度～平成20年度）を策定し、以降3年毎に計画を策定し障がい福祉施策を推進してきました。

また、障がい児福祉計画は、障害児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を図るという観点から、児童福祉法の改正により、平成30年度から障がい福祉計画と一体で新たに策定することとなりました。

なお、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画におけるサービス見込量や数値目標の達成状況については、二宮町・大磯町自立支援協議会に報告し、点検・評価を受けます。

1. 計画策定の視点

障がい福祉計画においても、障がい者福祉計画の「ともに生きるまちづくり」を基本理念とします。

障がい福祉計画の策定にあたっては、国の基本方針を踏まえながら、以下の3点を基本的な視点としています。

- 障がい者等の自己決定と自己選択の尊重
- 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施
- その人らしい地域生活の実現（地域共生社会の実現・障がい児の発達支援等）

2. 令和5年度の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

<目標設定の考え方>

国の基本指針では、「令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域移行することを基本」とし、合わせて「令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本」としていますが、地域移行に向けた支援については、各地域の実態に即して行うことが重要としています。

本町においては、地域生活への移行を希望される施設入所者は少なく、重度の障がい者に対応できるグループホームが限られている現状ではありますが、国の基本指針が満たせ

るよう下記の通り地域生活への移行に取り組んでいきます。

項 目	数 値
(A) 令和元年度末の入所者数	30人
(B) 【目標値】 (A)のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する者の目標数	3人
(C) 新たな入所者数	2人
(D) 令和5年度末入所者数 (A) - (B) + (C)	29人
(E) 【目標値】 入所者削減見込 (A) - (D)	1人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場

<目標設定の考え方>

国の基本指針は以下の通り。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設定し、開催回数、参加人数等について目標を設定する。

本町においては、関係各課との連携を強化し、加えて平塚保健福祉事務所等の協力のもと、年に1回以上を目標に協議の場を設けます。また、構成人数や協議課題は「精神障害者の地域支援」を前提とし、その課題に即した関係者にて構成するものとします。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

<目標設定の考え方>

国の基本指針は以下の通り。

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上協議・検討することを基本とする。

本町においては、地域生活支援拠点等における各種機能（相談／緊急時の受入れ・対応／体験の機会・場／専門的人材の確保・養成／地域の体制づくり）について、既存の事業所や協議会を利用した面的な整備を行い、年1回以上協議・検討を行います。

(4) 福祉施設からの一般就労への移行等

<目標設定の考え方>

国の基本指針は以下の通り。

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行するものの目標値を設定する。当該目標の設定に当たっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上を基本とし、各事業における目標値を設定する。具体的には就労移行支援事業については1.3倍以上、就労継続支援A型については1.26倍以上、就労継続支援B型については1.23倍以上倍を基本とする。

本町においては、第5期計画では、一般就労に移行する福祉施設利用者数の目標を令和2年度段階で8人と設定していました。第5期計画期間の実績をみると、平成30年度3人、令和元年度6人、令和2年度1人と推移しています。

本計画では、これまでの本町の実績を踏まえた上で、令和5年度において福祉施設を退所し一般就労に移行する人について、下記の通り設定します。

項目	数値
A 令和元年度の一般就労移行者数（実績）	6人
B 令和5年度の一般就労移行者数（Aの1.27倍）	8人
C Bのうち、就労移行支援にかかるもの（1.3倍）	6人
D Bのうち、就労継続支援A型にかかるもの（1.26倍）	1人
E Bのうち、就労継続支援B型にかかるもの（1.23倍）	1人

(5) 相談支援体制の充実・強化等及び障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

<目標設定の考え方>

国の基本指針は以下の通り。

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談体制を確保し、地域の相談支援を強化することを基本とする。また、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービスが提供できているか検証しつつ、各事業所の運営が適切に行える体制の構築を基本とする。

本町においては、委託している基幹相談支援センターを通じて総合的・専門的な相談支援に取り組んでいます。また、自立支援協議会（年間5回開催／本会・部会含む）を通じた「顔の見える関係づくり」を構築することで、各事業所の連携を強化しつつ、年1回各事業所が参加する事例検討会や障がい者支援に関わる研修会を実施することで人材育成に取り組んでいます。

また、障がい福祉サービス等の適切な利用については、初回相談から支給決定に至るまで、町担当者及び基幹相談支援センターが関わることで、障がい特性等に応じた障がい福祉サービス等が適切に提供できるよう取り組んでおります。その他、県の実施する障がい福祉に関わる研修（虐待防止研修や各種制度の管理事務研修）に1名以上参加することで適正利用を確保しつつ、自立支援協議会等の会議を通じて現状の障がい福祉サービス等の利用状況や傾向について報告し情報の共有を図ります。

**(6) 障害児支援の提供体制の整備等
（児童発達支援センター・保育所等訪問支援・児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保）**

<目標設定の考え方>

国の基本指針は以下の通り。

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に1か所以上設置することを基本とする。なお、児童発達支援センターについては、市町村単位での設置が困難な場合は、圏域での設置であっても差し支えない。また、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。その他、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを1か所以上確保することを基本とする。

本町においては、児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の利用について、相談支援事業を通じて近隣市に所在する事業所の利用支援を行っています。当制度を必要とする方から相談が入った場合は、適切な事業所等へのつなぎができるよう対応いたします。

重症心身障がい児が利用する事業所数は以下の通りとします。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1 か所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス	1 か所

(7) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

<目標設定の考え方>

国の基本指針は以下の通り。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

本町においては、神奈川県湘南西部障害保健福祉圏域相談ネットワーク形成等事業の医療的ケアを必要とする方の支援ネットワークを活用し、各市町及び相談支援事業所の連携強化を図り、社会資源の利用促進に向けた協議検討を行います。

(8) 発達障がい者等に対する支援体制（新）

<目標設定の考え方>

国の基本指針は以下の通り。

発達障がいの早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要であるとしています。

本町においては、母子保健主管課にて実施する母子支援教室での家族等への支援を継続しつつ、子育てに悩みを抱えるご家族等を支える支援体制について、専門的な知識や技術をもつ県障害者発達支援センターと連携し対応を検討してまいります。

※ペアレントプログラムとは

育児に不安のある保護者や養育者などが効果的に子育てできるよう、子供の行動の理解を学ぶことで、楽しく子育てできることを目的としたプログラムです。問題行動の減少を目的としたペアレントトレーニングの基礎的な位置づけになります。

※ペアレントトレーニングとは

保護者や養育者の方を対象に、行動理論の技法の学習、ロールプレイ、ホームワークなどのプログラムを通して、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、児童の発達の促進や行動課題の改善を目指す家族支援のアプローチの一つです。

3. 障がい福祉サービス等の見込量

サービスの見込量については、現在の利用状況、施設入所者及び入院中の精神障がい者等の地域生活への移行の可能性、今後の障がい者の動向等を踏まえて、数値を設定したものです。今後の見込み量に沿った支援が実現できるよう、関係機関及び事業者との連携、新規事業者の開拓に努めてまいります。

(1) 訪問系サービス

(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援)

居住介護とは、障がい者等の居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、家事並びに生活等に関する相談助言、その他の生活全般にわたる援助を供与することをいいます。

重度訪問介護とは、重度の肢体不自由者又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する障がい者について、居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護、家事等、生活全般にわたる相談援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に供与することをいいます。

同行援護とは、視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際の必要な援助を行います。

行動援護とは、知的障がいまたは、精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を有する人について、その人が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他のその人が行動する際に必要な援助を供与することをいいます。

重度障害者等包括支援とは、常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人について、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供することをいいます。

【第5期実績】各年度3月分の実績（令和2年度は見込）

	実績		計画	
	時間	人数	時間	人数
30年度	136	16	240	20
令和元年度	131	11	240	20
2年度	120	13	240	20

【見込量】各年度3月分の見込量

	見込量	
	時間	人数
3年度	140	14
4年度	150	15
5年度	160	16

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

生活介護とは、常時介護を要する障がい者について、主として昼間に、障がい者支援施設などの施設において行われる入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な便宜の供与をいいます。

【第5期実績】各年度3月分の実績（令和2年度は見込）

	実 績		計 画	
	日数	人数	日数	人数
30年度	1,178	60	1,159	61
令和元年度	1,193	60	1,159	61
2年度	1,105	59	1,159	61

【見込量】各年度3月分の見込量

	見込量	
	日数	人数
3年度	1,220	61
4年度	1,240	62
5年度	1,260	63

②自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）とは、身体障がいのある方または難病を患っている方などに対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行うことをいいます。

【第5期実績】各年度3月分の実績（令和2年度は見込）

	実 績		計 画	
	日数	人数	日数	人数
30年度	0	0	4	1
令和元年度	0	0	4	1
2年度	0	0	4	1

【見込量】各年度3月分の見込量

	見込量	
	日数	人数
3年度	9	1
4年度	9	1
5年度	9	1

③自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）とは、知的障がい者又は精神障がい者について、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者支援施設、サービス事業所などにおいて、生活能力の向上のために一定期間にわたり行われる入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の便宜の供与をいいます。

【第5期実績】各年度3月分の実績（令和2年度は見込）

	実 績		計 画	
	日数	人数	日数	人数
30年度	23	1	3	1
令和元年度	21	1	3	1
2年度	38	2	3	1

【見込量】各年度3月分の見込量

	見込量	
	日数	人数
3年度	23	1
4年度	23	1
5年度	23	1

④就労移行支援

就労移行支援とは、就労を希望する障がい者について、一定期間にわたり、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供を通じて行われる就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等の便宜の供与をいいます。

【第5期実績】各年度3月分の実績（令和2年度は見込）

	実 績		計 画	
	日数	人数	日数	人数
30年度	164	11	96	6
令和元年度	143	9	112	7
2年度	156	9	128	8

【見込量】各年度3月分の見込量

	見込量	
	日数	人数
3年度	160	10
4年度	176	11
5年度	176	11

⑤就労継続支援A型

就労継続支援（A型）とは、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である障がい者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜の供与をいいます。

【第5期実績】各年度3月分の実績（令和2年度は見込）

	実 績		計 画	
	日数	人数	日数	人数
30年度	109	5	133	7
令和元年度	162	8	152	8
2年度	119	6	171	9

【見込量】各年度3月分の見込量

	見込量	
	日数	人数
3年度	140	7
4年度	160	8
5年度	180	9

⑥就労継続支援B型

就労継続支援（B型）とは、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障がい者に対して行う就労の機会の提供その他の就労に必要な訓練等の便宜の供与をいいます。

【第5期実績】各年度3月分の実績（令和2年度は見込）

	実 績		計 画	
	日数	人数	日数	人数
30年度	957	60	912	57
令和元年度	876	54	912	57
2年度	880	59	912	57

【見込量】各年度3月分の見込量

	見込量	
	日数	人数
3年度	960	60
4年度	976	61
5年度	992	62

⑦就労定着支援

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障がい者が増加している中で、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスです。

【第5期実績】各年度3月分の実績（令和2年度は見込）

	人数	計画
30年度	0	1
令和元年度	4	1
2年度	3	1

【見込量】各年度3月分の見込量

	人数
3年度	4
4年度	5
5年度	6

⑧療養介護

療養介護とは、医療を要する障がい者であって常時介護を要する人について、主として昼間に、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話の供与をいいます。

【第5期実績】各年度3月分の実績（令和2年度は見込）

	実績 (人数)	計画 (人数)
30年度	6	7
令和元年度	6	7
2年度	6	7

【見込量】各年度3月分の見込量

	人数
3年度	6
4年度	6
5年度	6

◎短期入所

短期入所とは、居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設などの施設への短期間の入所を必要とする障がい者等について、これらの施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ、食事の介護等の便宜を供与することをいいます。

【第5期実績】各年度3月分の実績（令和2年度は見込）

	実 績		計 画	
	日数	人数	日数	人数
30年度	52	9	36	12
令和元年度	46	7	36	12
2年度	40	4	36	12

【見込量】各年度3月分の見込量

	見込量	
	日数	人数
3年度	51	8
4年度	21	7
5年度	21	7

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助

共同生活援助とは、主として夜間に、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うことをいいます。

【第5期実績】各年度3月分の実績（令和2年度は見込）

（左記のうち精神障害者の人数）（新）

	実績 (人数)	計画 (人数)
30年度	25	27
令和元年度	23	28
2年度	23	29

	実績 (人数)	計画 (人数)
30年度	2	-
令和元年度	2	-
2年度	5	-

【見込量】各年度3月分の見込量（左記のうち精神障害者の人数）（新）

	人数
3年度	27
4年度	29
5年度	30

	人数
3年度	6
4年度	7
5年度	7

② 施設入所支援

施設入所支援とは、その施設に入所する障がい者について、主として夜間に行う入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を供与することをいいます。

【第5期実績】各年度3月分の実績（令和2年度は見込）

	実績 (人数)	計画 (人数)
30年度	29	27
令和元年度	31	27
2年度	32	27

【見込量】各年度3月分の見込量

	人数
3年度	32
4年度	32
5年度	31

③ 自立生活援助

知的障がい者や精神障がい者について、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する場合、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補うものです。

【第5期実績】各年度3月分の実績（令和2年度は見込）

（左記のうち精神障害者の人数）（新）

	実績 (人数)	計画 (人数)
30年度	0	1
令和元年度	0	1
2年度	0	1

	実績 (人数)	計画 (人数)
30年度	0	-
令和元年度	0	-
2年度	0	-

【見込量】各年度3月分の見込量（左記のうち精神障害者の人数）（新）

	人数
3年度	1
4年度	1
5年度	1

	人数
3年度	0
4年度	0
5年度	0

(4) 指定相談支援

① 計画相談支援（サービス利用計画の作成等）

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

【第5期実績】各年度年間数値

	実績 (人数)	計画 (人数)
30年度	167	180
令和元年度	161	190
2年度	165	195

【見込量】

	人数
3年度	166
4年度	169
5年度	170

②地域移行支援

地域移行支援は、入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対して、入所施設や精神科病院等における地域移行の取り組みと連携しつつ、地域移行に向けた支援を行うものです。

【第5期実績】各年度3月分の実績（令和2年度は見込）

（左記のうち精神障害者の人数）（新）

	実績 (人数)	計画 (人数)
30年度	0	1
令和元年度	0	1
2年度	0	1

	実績 (人数)	計画 (人数)
30年度	0	-
令和元年度	0	-
2年度	0	-

【見込量】各年度3月分の見込量（左記のうち精神障害者の人数）（新）

	人数
3年度	1
4年度	1
5年度	1

	人数
3年度	1
4年度	1
5年度	1

③地域定着支援

地域定着支援は、入所施設や精神科病院から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行うものです。

【第5期実績】各年度3月分の実績（令和2年度は見込）

（左記のうち精神障害者の人数）（新）

	実績 (人数)	計画 (人数)
30年度	0	1
令和元年度	0	1
2年度	0	1

	実績 (人数)	計画 (人数)
30年度	0	-
令和元年度	0	-
2年度	0	-

【見込量】各年度3月分の見込量（左記のうち精神障害者の人数）（新）

	人数
3年度	1
4年度	1
5年度	1

	人数
3年度	1
4年度	1
5年度	1

(5) 障がい児支援

児童福祉法に定める各支援について、取り組みを進めます。「二宮町子ども・子育て支援事業計画」と適宜連携を図りながら、充実を図ります。

①児童発達支援

未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導等を行うものです。

【第5期実績】各年度3月分の実績（令和2年度は見込）

	実績		計画	
	日数	人数	日数	人数
30年度	179	20	160	20
令和元年度	178	23	168	21
2年度	151	20	176	22

【見込量】各年度3月分の見込量

	日数	人数
3年度	176	22
4年度	184	23
5年度	192	24

② 医療型児童発達支援

未就学の肢体不自由児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体の状態により、治療も行います。

【第5期実績】各年度3月分の実績（令和2年度は見込）

	実績		計画	
	日数	人数	日数	人数
30年度	0	0	7	1
令和元年度	0	0	7	1
2年度	0	0	7	1

【見込量】各年度3月分の見込量

	日数	人数
3年度	2	1
4年度	2	1
5年度	2	1

③ 放課後等デイサービス

就学中の障がい児に、授業の終了後等に生活能力の向上のために必要な訓練等を行うものです。

【第5期実績】各年度3月分の実績（令和2年度は見込）

	実績		計画	
	日数	人数	日数	人数
30年度	351	34	230	23
令和元年度	341	34	248	23
2年度	328	32	237	27

【見込量】各年度3月分の見込量

	日数	人数
3年度	340	34
4年度	350	35
5年度	360	36

④保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行うものです。

【第5期実績】各年度3月分の実績（令和2年度は見込）

	実績		計画	
	日数	人数	日数	人数
30年度	1	1	1	1
令和元年度	0	0	1	1
2年度	1	1	1	1

【見込量】各年度3月分の見込量

	日数	人数
3年度	1	1
4年度	1	1
5年度	1	1

⑤障がい児相談支援

障がい児通所支援の利用計画の作成等を行います。

【第5期実績】各年度年間数値

	実績（人数）	計画（人数）
30年度	57	65
令和元年度	59	67
2年度	63	69

【見込量】

	人数
3年度	65
4年度	67
5年度	69

⑥居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう居宅を訪問し支援を行います。

【第5期実績】各年度3月分の実績（令和2年度は見込）

	実績（人数）	計画（人数）
30年度	0	1
令和元年度	0	1
2年度	0	1

【見込量】各年度3月分の見込量

	人数
3年度	1
4年度	1
5年度	1

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置（新）

医療技術の進歩を背景に、医療的ケアを必要とする児童は増加傾向にあります。医療的ケアを必要とする児童が、地域で安心して生活ができるよう、各関係機関の支援を総合的に調整し支援を行います。

【見込量】各年度3月分の実績

	人数
3年度	1
4年度	1
5年度	1

(6) 地域生活支援事業

①日常生活用具給付等事業

日常生活を便利あるいは容易にするための6つの種別の機器の支給を行います。

a.介護・訓練支援用具 各年度年間数値（令和2年度は見込）

第5期実績（件）						見込量（件）		
30年度		令和元年度		2年度		3年度	4年度	5年度
実績	計画	実績	計画	実績	計画			
0	1	0	1	1	1	1	1	1

b.自立生活支援用具 各年度年間数値（令和2年度は見込）

第5期実績（件）						見込量（件）		
30年度		令和元年度		2年度		3年度	4年度	5年度
実績	計画	実績	計画	実績	計画			
2	2	0	2	1	2	1	1	1

c.在宅療養等支援用具 各年度年間数値（令和2年度は見込）

第5期実績（件）						見込量（件）		
30年度		令和元年度		2年度		3年度	4年度	5年度
実績	計画	実績	計画	実績	計画			
1	3	1	3	2	3	2	2	2

d.情報・意思疎通支援用具 各年度年間数値（令和2年度は見込）

第5期実績（件）						見込量（件）		
30年度		令和元年度		2年度		3年度	4年度	5年度
実績	計画	実績	計画	実績	計画			
5	4	8	4	6	4	7	7	7

e.排泄管理支援用具 各年度年間数値（令和2年度は見込）

第5期実績（件）						見込量（件）		
30年度		令和元年度		2年度				
実績	計画	実績	計画	実績	計画	3年度	4年度	5年度
155	266	101	272	94	278	117	119	121

f.居宅生活動作補助用具 各年度年間数値（令和2年度は見込）

第5期実績（件）						見込量（件）		
30年度		令和元年度		2年度				
実績	計画	実績	計画	実績	計画	3年度	4年度	5年度
0	0	0	0	0	0	0	0	0

④ 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がい児・者の社会参加のための外出の支援を行います。支援の形態としては、マンツーマンで支援を行う個別支援型での実施とします。障がい種別・程度に関わらず必要時に利用できるよう事業者との連携・新規事業者の開拓を行い利便向上に努めます。

【第5期実績】各年度3月分の実績（令和2年度は見込）

	実績		計画	
	時間	人数	時間	人数
30年度	2,084	20	1,932	23
令和元年度	2,104	21	1,932	23
2年度	1,527	9	1,932	23

【見込量】各年度3月分の見込量

	見込量	
	時間	人数
3年度	1,938	19
4年度	1,938	19
5年度	1,938	19

⑤ 地域活動支援センター

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者に創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進その他の便宜を供与するものです。

【第5期実績】各年度3月分の実績（令和2年度は見込）

	実績 （人数）	計画 （人数）
30年度	8	8
令和元年度	5	8
2年度	5	8

【見込量】 各年度3月分の見込量

	人数
3年度	7
4年度	6
5年度	6

④日中一時支援事業

冠婚葬祭等で介護する者がいない場合や日常的に介護をしている家族の休息等を図るため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい児・者に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行います。障がい種別・程度に関わらず必要時に利用できるよう事業者との連携・新規事業者の開拓を行い利便向上に努めます。

【第5期実績】 各年度3月分の実績（令和2年度は見込）

	実績 (人数)	計画 (人数)
30年度	11	15
令和元年度	14	15
2年度	3	15

【見込量】 各年度3月分の見込量

	人数
3年度	12
4年度	13
5年度	13

⑤入浴サービス

重度障がい児等で入浴が困難な者に対して、福祉の増進と家族の負担軽減を図るため、定期的に入浴に必要な設備を提供し在宅生活の支援を行います。必要時に利用できるよう事業者との連携を図ります。

【第5期実績】 各年度3月分の実績（令和2年度は見込）

	実績 (人数)	計画 (人数)
30年度	3	4
令和元年度	2	4
2年度	2	4

【見込量】 各年度3月分の見込量

	人数
3年度	2
4年度	2
5年度	2

⑥相談支援事業（新）

町内に住所を有する障がい者（児）に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するため、二宮町の基幹相談支援センターとして3障がいに対応した総合相談のほか、必要な情報提供や各種機関の紹介、福祉サービスの利用援助等を総合的に行うことにより、地域における生活を支援し自立と社会参加の促進を図ります。

	実績（箇所数）			見込量（箇所数）		
	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談支援支援事業	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター機能強化事業	1	1	1	1	1	1

⑦成年後見制度利用支援事業（新）

知的障がい・精神障がい等により、日常生活における判断能力が不十分となり自身で適切な判断ができず、周囲に支援してもらえる家族等がない場合、成年後見人等の申立費用、報酬費の一部助成を行います。

	実績（年間）			見込量（年間）		
	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
申立件数	0	0	0	1	1	1

⑧意思疎通支援事業（新）

聴覚等に障がいのある方の意思疎通を円滑にするために、手話通訳者の派遣及び庁舎内での設置、手話による意思疎通が困難な方に要約筆記者の派遣を行います。

	実績（年間）			見込量（年間）		
	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
手話通訳者派遣（回数）	171	165	57	168	168	168
手話通訳者設置（日数）	94	91	97	94	97	95
要約筆記者派遣（回数）	8	14	10	11	11	11

⑨手話奉仕員養成研修事業（新）

聴覚障がい者等のコミュニケーションと情報保証するため、手話奉仕員を養成します。

	実績（年間）			見込量（年間）		
	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
受講登録者数	22	14	0	18	18	18

第4章 計画の推進のために

第4章 計画の推進のために

1. 計画の推進体制

(1) 関係機関・団体との連携

- ・ 障がい福祉施策は、広範囲な分野にわたることから、本計画を推進していくにあたり、庁内関係部局、関係機関・団体、障がい者等と連携を図りながら、総合的に取り組みます。その中で、地域における障がい者を支えるネットワークの核となる「二宮町・大磯町障害者自立支援協議会」による中立・公平な相談支援事業の実施や、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善、本計画の推進に必要な事項の検討・着実な進行管理に努めます。

(2) 障害保健福祉圏域における連携

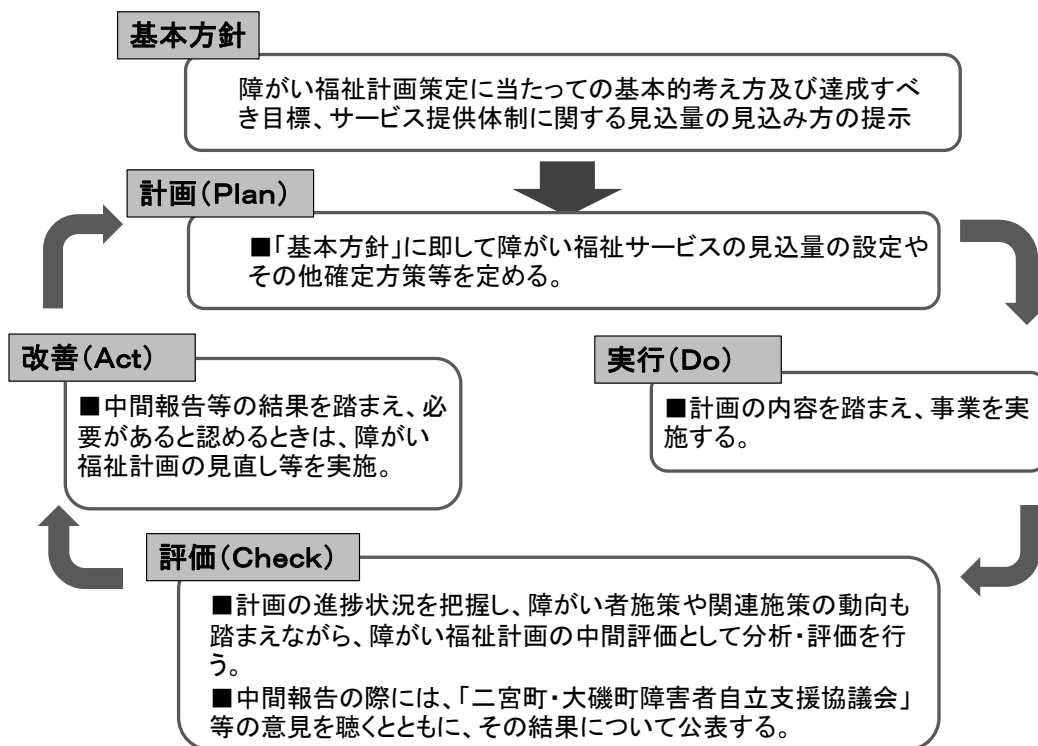
- ・ 必要な障がい福祉サービス量の確保やより効果的な事業展開のため、広域的に対応することが望ましい事業については、可能な限り近隣自治体との連携を図り、施策の推進に努めます。

2. 計画の進行管理及び評価

(1) 障がい福祉計画（第3章 (2)) の評価におけるPDCAサイクルの導入

- ・「第4期二宮町障がい福祉計画」で設定した数値目標、各サービスの見込み量については、PDCAサイクルに沿って、事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、「二宮町・大磯町障害者自立支援協議会」から点検・評価を受けるとともに、その結果について二宮町ホームページ等で公表します。

PDCAサイクルのプロセス



PDCAサイクルとは…

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していくものです。

(2) 障がい者福祉計画の点検・評価結果の反映

- ・障がい者福祉計画については、平成27年(2015年)～平成36年(2024年)の10年間を計画期間とします。この計画に掲げた施策の進行管理は、「二宮町・大磯町障害者自立支援協議会」で行います。また必要に応じて障がい者団体、民間事業者、その他関係機関等より意見聴取する場を設け、庁内において施策の進捗状況や数値目標等の評価を行います。

- ・ また、障がいのある人のニーズや社会経済状況等の変化等を踏まえて、必要に応じ、計画を見直すこととします。

資料

資 料

資料1 二宮町障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 二宮町障がい者福祉計画策定委員会の設置及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第7条の2の規定に基づき、障害者福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、二宮町障害者福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 障害者福祉計画策定のための調査研究及び計画の策定に関すること。
- (2) 計画の策定に係る情報交換に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画を策定するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者から選出する。

- (1) 障害者団体の代表者
- (2) 障害者福祉施設の代表者
- (3) 保健福祉事務所関係者
- (4) その他町長が認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定を終了する日までとする。
ただし委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き委員の互選により定める。

- 2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は町長の要請に基づき委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開催し、議事を決することはできない。

(意見等の聴取)

第8条 委員会は会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞くことができる。

(秘密の保持)

第9条 委員は委員会において知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は健康福祉部福祉課障がい者支援班において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

資料2 二宮町障がい者福祉計画策定委員会委員名簿

団 体 名	委 員 名
二宮町身体障害者福祉協会	相原 みどり
二宮町視覚障害者協会	新井 順子
中郡聴覚障害者協会	橘川 透
二宮町手をつなぐ育成会	田中 品子
湘南あゆみ会	鵜殿 満
社会福祉法人よるべ会（コスタ二宮）	秋澤 聡光
社会福祉法人 素心会	萩原 勝己
平塚保健福祉事務所	菊間 博子
一般公募	小山 由雄
	高山 純子

資料3 二宮町障がい者福祉計画策定経過

開催日	会議名	主な内容
平成26年 8月27日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 計画の概要と策定スケジュール • 障がい者数の状況 • 「二宮町障がい者福祉についてのアンケート」調査結果の概要
平成26年 9月29日	グループヒアリング (当事者団体)	
平成26年10月 1日	グループヒアリング (事業者)	
平成26年10月29日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> • グループヒアリングについて • 計画骨子案について
平成26年11月19日 ～11月20日	庁内関係課ヒアリング	
平成26年12月24日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 計画素案について
平成27年1月9日 ～1月23日	パブリックコメントの実施	
平成27年2月18日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 計画案について

資料4 アンケート、グループヒアリングの概要

■「二宮町障がい者福祉についてのアンケート」の概要

○実施期間

平成26年2月

○調査対象

- ①当事者調査…平成26年1月1日現在、障がい者手帳を所持している方全員
- ②一般町民調査…平成26年1月1日現在の住民基本台帳から無作為抽出

○調査方法

郵送による配布、回収

○配布、回収状況

調査種別	配布件数	回答数	回収率
当事者調査	1,123件	650件	57.9%
一般町民調査	500件	175件	35.0%

○調査項目

①当事者調査

- ・ 障がいの状況
- ・ 医療と健康について
- ・ 日常生活の状況
- ・ 就労状況
- ・ 余暇や地域活動
- ・ 福祉サービス等の利用状況・希望
- ・ 災害時等について
- ・ 障がいのある方の権利擁護について
- ・ 情報・相談等について
- ・ 将来について

②一般町民調査

- ・ 医療と健康について
- ・ 地域や福祉との関わりについて
- ・ 災害時等について
- ・ 障がいのある方の権利擁護について
- ・ 情報・相談等について
- ・ 将来について

■グループヒアリングの概要

(1) 当事者調査

○実施日

平成 26 年 9 月 29 日（月） 13:00～15:00

○調査対象

当事者団体 7 団体 8 名出席

○主な意見内容

- ・ 情報について（情報の入手について、個人情報について、団体の情報について）
- ・ 相談支援について
- ・ ケアマネジャーについて
- ・ 移動支援、通学支援について
- ・ 支援者の確保、育成について
- ・ 緊急時の対応について
- ・ 社会参加について
- ・ 将来への不安、親亡き後の不安について
- ・ 施設整備について
- ・ 遊休地、空き店舗等の活用について
- ・ 障がいへの理解、差別、偏見について
- ・ まちづくりの方向性

(2) 事業者調査

○実施日

平成 26 年 10 月 1 日（水） 13:00～15:00

○調査対象

民間事業者 5 事業者 5 名出席

○主な意見内容

- ・ 施設運営上の課題について
- ・ 就労移行の施設について
- ・ 精神障がい者の支援について
- ・ 介護保険制度への移行について
- ・ 施設面の課題について
- ・ サービスの拡充について
- ・ 企業の対応について
- ・ 人材の確保について
- ・ 市町村間の制度の違いについて
- ・ 広域でのサービス提供について

- ・ 二宮町の良さについて
- ・ 保健、医療面での課題について
- ・ 療育、学齢期について
- ・ グループホームについて
- ・ 防災について
- ・ 緊急時の対応について
- ・ 犯罪防止について

二宮町障がい者福祉計画

—ともに生きる二宮を目指して—

平成27年3月
二宮町

〒259-0196 二宮町二宮 961 番地
TEL 0463-71-3311